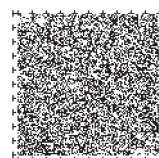


第2章 各論

～施策の方向と施策・事業～



施策の柱1 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進

【施策体系】

若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進

次代の親の育成

若者の就業支援

出会い・結婚応援の推進

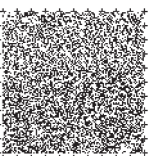
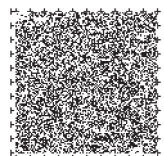
1 次代の親の育成

【現状と課題】

- 家庭における人間関係は、子どもの心の成長に大きな影響を与えるものです。生命を次代に伝え、育てていくことや、家族の大切さについて理解を深めるとともに、地域の大人や年齢が異なる子どもたちとのふれあいを通して、子どもの心を豊かに育てていくことが大切です。
- 次代の親となる若者たちが、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義について理解するとともに、妊娠・出産と、飲酒、喫煙等の生活習慣や年齢、体重との関係など、妊娠・出産に関する正しい知識を持つことが大切です。
- 固定的な性別役割分担意識を解消し、仕事のみならず、結婚、妊娠・出産、子育てについても、男女が共に担うべき共通の課題にしていくことが必要です。
- 子どもたちが発達段階に応じた勤労観・職業観を持ち、目的意識を持って主体的に進路を選択できるよう、学校教育において、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させるキャリア教育を充実させることが重要になっています。

【施策の方向】

- 家族の大切さや子ども・子育てについて理解を深めるための取組を推進します。
- 学校等において結婚や子育てについての理解を深める活動を促進します。
- 固定的な性別役割分担意識の解消のために、啓発・教育の充実を図ります。
- 妊娠や出産に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 高等学校等の様々な教育活動において、勤労観や職業観を高めるキャリア教育の充実を図ります。



【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
若者が結婚や子育てについて理解を深める活動の促進	結婚や子育てについての理解を深めるため、教育現場と連携し、若者が自らの将来について明確なビジョンを描けるよう、ライフプラン教育の取組を推進します。	子育て支援課
「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン	「家族の日」(11月第3日曜日)がある11月を中心に、企業・店舗・団体等と連携し、「家族・子育て」をテーマとした催し等を実施することにより、地域社会全体で子育てを応援する気運を高めます(柱4-1に再掲)。	子育て支援課
妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	市町村等関係機関と連携して、妊娠・出産と、飲酒、喫煙等の生活習慣や年齢、体重との関係など、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます(柱3-1、柱3-4に再掲)。	健康増進課
男女共同参画教育の推進	小・中学校においては、豊かな心、性差の正しい認識、実践的態度などの資質・能力を育てる教育活動を推進します。 高等学校においては、生徒の指導に当たっては、教科や特別活動で、男女がお互いを尊重しあい、社会の対等な構成員として責任を担う意識と態度を育てます。	義務教育課 高校教育課
社会人講師の積極的な活用	産業界の実践に基づく知識や熟練した技術・技能を直接生徒に指導する社会人講師を授業や特別活動などで積極的に活用します(柱6-1-2に再掲)。	高校教育課
高校生キャリア教育推進事業	高校生に適したインターンシップやジョブシャドウイングなどの就業体験を実施し、生徒のキャリア教育の充実を図ります(柱6-1-2に再掲)。	高校教育課
資格等の取得向上	各種認定資格や本県の技術認定制度である福岡県高等学校職業教育技術認定制度による資格等の取得向上に努め、生徒の知識・技術の向上を図ります(柱6-1-2に再掲)。	高校教育課

◇ 福岡県にここご家族づくりポータルサイト ◇

福岡県では、結婚、妊娠・出産、子育てに関する切れ目ない支援を行うために、総合情報ポータルサイトを開設し、ライフステージに応じた様々な支援策などの情報を発信しています。

○ 結婚応援広場

結婚へむけて「一歩前に」のお手伝いをするために、出会い・結婚観などの特集記事や今すぐ使えるデートスポットなど、みんなが気になる情報を掲載しています。



結婚応援広場

出会い・結婚観などの特集記事や
今すぐ使えるデートスポットなど
みんなが気になる情報を
掲載しています

—「結婚したい」を応援！

いつか結婚したい人、出会いを探している人、パートナーと交際中の人にオススメ!結婚に関する記事なども掲載しています。

—あかい糸めーる出会い応援

出会いの機会が少ない独身男女に出会いの場を提供し、結婚のきっかけづくりを行います。

—縁結び・デートスポット

出会った2人の仲が深まるように、今の恋が実るように、縁結び・パワースポット・デートスポット情報を紹介しています。

○ 子育て応援広場

出産・子育てをサポート・応援するために、子育てに関する施設や制度など、あなたの子育てライフに役立つ情報を掲載しています。



子育て応援広場

子育てに関する施設や制度など、
あなたの子育てライフに役立つ情報を
年齢別・目的別に検索できます

—子育て情報が充実

子育てに関する施設を検索したり、子育て情報を年齢別、目的別に検索することができます。あなたの子育てライフに是非役立ててください!

—イクメン応援、働くママを応援、イクジイ・イクバア応援

子育てに積極的なパパ、働きながら子育てするママ、子育てに参加したいシニアを応援する記事を掲載しています。様々な世代・立場・制度から子育てを応援していきます!

—子育てカレンダー

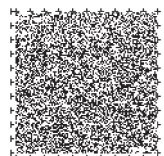
一連の支援情報をカレンダー形式でわかりやすくお届けします。

「福岡県にここご家族づくりポータルサイト」
<http://kazoku.pref.fukuoka.lg.jp/>



福岡 にここご家族づくり

検索



2 若者の就業支援

【現状と課題】

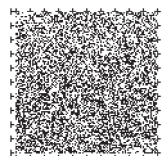
- 本県の雇用情勢は、有効求人倍率が1.55倍（2019（令和元）年12月）、完全失業率が2.9%（2019（令和元）年7～9月期）と着実に改善が進んでいます。
- 一方で本県においては、全国と比較して、不本意ながら非正規雇用に就いている労働者の割合が高いという課題があります。
- また、新規卒者の卒業後3年以内離職率は、高校生で43.0%、大学生で35.5%（2015（平成27）年3月卒）と全国と比較して高い水準にあり、若者の早期離職が課題となっています。
- パート・アルバイト、派遣・契約社員等の年収は、300万円未満の割合が高く、男性の場合、有配偶率については、正規の職員・社員よりも低くなっています。

【施策の方向】

- 若者一人ひとりの置かれた状況やニーズに応じた、きめ細かな就職支援を行います。
- 不本意ながら非正規雇用に就いている労働者の正社員就職実現に向けて支援を行います。
- 農林漁業や福祉介護といった人手不足が懸念される分野への就業支援を積極的に進めます。
- 職業訓練を実施し、きめ細かな就職支援を行います。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
若者に対するきめ細かな就職支援	若年者の安定雇用・正規雇用の促進を図るため、個別就職相談をはじめ、就職支援セミナーや合同会社説明会などを実施し、将来に向けた進路選択やその後の就職活動、正社員就職に向けた支援等、ニーズに応じたきめ細かな支援を行います。	労働政策課
若者の農林漁業への参入と定着促進	県内農林漁業への新規就業を希望する県内外の若者を対象に、情報発信や相談会を行うことで、農林水産業への参入を促進します。	後継人材育成室
高等技術専門学校等における職業訓練・就職支援	高等技術専門学校（7校）及び福岡障害者職業能力開発校において、新規卒業者や離職者を対象とした職業訓練を実施します。 また、民間の教育訓練機関等に委託して、職業訓練を実施します。 併せて、訓練生への就職相談を一人ひとり丁寧に行い、就職指導や企業とのマッチングを行うほか求人開拓を実施し、就職を支援します。	職業能力開発課



◇ 若者就職支援センター ◇

おおむね39歳までの若者を対象に、きめ細かな個別就職相談をはじめ、セミナーやイベントなど多彩なサービスメニューを用意し、将来に向けた進路選択や、その後の就職活動をしっかりと支援します。

◇福岡センター

福岡市中央区天神1-4-2
エルガーラオフィス12階
TEL 092-720-8830
【開所時間】 月～金曜日 10時～18時
土・日・祝日 10時～17時
(年末年始除く)

◇北九州ランチ

北九州市小倉北区浅野3-8-1
AIMビル2階 若者ワークプラザ内
TEL 093-531-4510
【開所時間】 月～土曜日 10時～18時
(日・祝日・年末年始除く)

◇筑後ランチ

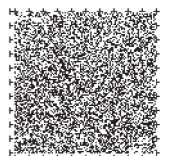
久留米市城南町15-3
久留米市役所2階
TEL 0942-33-4435
【開所時間】 月～金曜日 10時～19時
土曜日 10時～17時
(日・祝日・年末年始を除く)

◇筑豊ランチ

飯塚市吉原町6-1 あいタウン2階
市民交流プラザ内
TEL 0948-23-1143
【開所時間】 10時～18時
(水・日・年末年始除く)



<https://www.ssc-f.net/>



◇ 若者サポートステーション ◇

学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、一定期間無業の状態にある若年無業者の職業的自立に向けた支援をしています。

◇福岡若者サポートステーション

福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス11・12階

TEL 092-739-3405

【開所時間】（要予約） 月～土曜日 10時～17時
（日・祝日・年末年始除く）

【予約時間】 月～金曜日 10時～17時

【ホームページ】 <https://saposute.com/>

◇北九州若者サポートステーション

北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2階

TEL 093-512-1871

【開所時間】（要予約） 月～土曜日 10時～17時
（日・祝日・年末年始除く）

【予約時間】 月～土曜日 10時～17時

【ホームページ】 <http://kitakyushu-saposute.com/>

◇筑後若者サポートステーション

久留米市城南町15-3 久留米市役所2階

TEL 0942-30-0087

【開所時間】（要予約） 月～土曜日 10時～17時
（日・祝日・年末年始除く）

【予約時間】 月～金曜日 10時～17時

【ホームページ】 <https://chikugo-saposute.com/>

◇筑豊若者サポートステーション

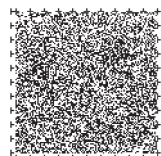
飯塚市吉原町6-1 あいタウン3階

TEL 0948-26-6711

【開所時間】（要予約） 月～土曜日 10時～17時
（日・祝日・年末年始除く）

【予約時間】 月～土曜日 10時～17時

【ホームページ】 <http://chikuhou-saposute.com/>



3 出会い・結婚応援の推進

【現状と課題】

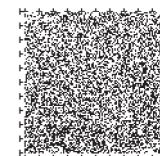
- 本県の平均初婚年齢は、1970（昭和45）年からの約50年間で男性では3.9歳、女性では4.8歳上昇しています。また、1990（平成2）年までは、男女ともに1桁台であった50歳時未婚率は、2015（平成27）年時点で男性では22.0%、女性では16.1%にまで上昇しています。
- 一方で、「県民意識調査」では、「できるだけ早く結婚したい」「いずれ結婚したい」が5割以上にのぼり、「一生結婚するつもりはない」という回答は1割という結果が出ています。独身でいる理由は、「適当な相手にまだめぐり合わないから」が約6割で一番多い回答となっています。
- 未婚化や晩婚化の要因としては、若者の不安定な雇用、結婚観やライフスタイルの変化、出会いの機会の減少など複合的なものが考えられます。
- 結婚は個人の意思に基づくものですが、誰もが住み慣れたところで働き、安心して子どもを産み育てられるようにするためには、きめ細かな就職支援を行い、若者の経済的自立を促進するとともに、県内各地域において出会いの機会の提供や結婚したい人を応援する気運の醸成などに取り組むことが重要です。

【施策の方向】

- 「出会い応援団体」の登録拡大を進めるとともに、新たに「企業・団体間マッチング支援センター」を設置し、県内各地域において、異業種間の交流や体験型のイベント等、独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供し、地域社会全体での結婚応援を推進します。
- 出会いの機会を活かすためのコミュニケーション力を身に着けるための支援や個別相談によるフォローアップを実施します。
- 家族のすばらしさについて理解促進を図り、結婚に関する様々な情報提供・啓発を行います。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
「出会い応援団体」の登録拡大	独身者の出会い・結婚を応援する企業・団体として県が登録する「出会い応援団体」の登録拡大を図り、地域社会全体での結婚応援を推進します。	子育て支援課
多様な出会いの場の提供	「企業・団体間マッチング支援センター」を設置し、県内各地域において、個別企業や様々な業界団体への働きかけ、とりわけ異業種団体間での出会いイベントのマッチングを強化します。また、広域地域振興圏ごとの推進会議等と連携し、地域の特性や資源を活かした出会いの機会の拡大を図ります。	子育て支援課 広域地域振興課
出会いから結婚へつなげるための支援	企業・団体と連携し、独身者を対象に、コミュニケーションスキルアップ等の交際の発展をサポートするセミナーや、個別相談によるフォローアップを実施します。	子育て支援課
メールマガジン「あかい糸めーる」の登録拡大	出会いイベント情報を配信するメールマガジン「あかい糸めーる」の登録拡大を図り、出会いの機会を拡げます。	子育て支援課
九州・山口出会い結婚応援プロジェクトの推進	九州・山口各県及び経済界が一体となり、企業間・異業種間婚活を推進するとともに、大学生等を対象としたライフデザインセミナーを実施します。	子育て支援課
結婚・子育てに関する総合ポータルサイトによる情報発信	出会いや結婚、子育て生活等の様々な情報を発信します。	子育て支援課



◇ 出会い・結婚応援事業 ◇

「結婚したいと思っても出会いの機会が少ない。」福岡県では、そんな独身者に出会いの場を提供し、結婚のきっかけづくりを行う「出会い・結婚応援事業」を実施しています。

ボランティアで出会いの場を提供する企業や団体を「出会い応援団体」として登録し、パーティーやバス旅行などを企画。その情報をあらかじめ登録されている独身者の方々にメールマガジン「あかい糸めーる」で配信しています。

九州・山口各県の婚活イベント情報も配信しており、県域を超えた出会いのチャンスも広がっています。「出会い応援団体」及び「メルマガ会員」は随時募集中です。



- 出会い応援団体に行ってください
 - 1 独身者に対する「出会いイベント」などの周知・情報提供
[取組例] イベント開催情報を社内の掲示板に貼り広報を行う。
 - 2 企業・団体間での出会いイベントの実施
[取組例] 出会いパーティーの開催、フルーツ狩り体験バスツアーの開催。
 - 3 出会い応援団体間での出会いイベントの企画・実施
[取組例] A社の独身男性10人&B社の独身女性10人の交流会
※イベント企画・提案からコーディネート、プラン作成、当日運営を県が全てサポート!

自主宣言+上記の1~3の中から選択してください。

- メールマガジン「あかい糸めーる」配信中!
「出会い応援団体」として登録する企業・団体により、バスツアーや年代別のパーティーなど、毎月様々なイベントが開催されています。
メールマガジン「あかい糸めーる」に登録いただくと、これらのイベントの到着情報を電子メールでお届けします。

例えばこんなイベント情報が届きます



イベント参加方法



出会い・結婚応援事業
<https://kekkon-ouen.pref.fukuoka.lg.jp/fukuoka/>



あかい糸めーる

検索

施策の柱2 子育てと仕事が両立できる環境の整備

【施策体系】

子育てと仕事が両立できる環境の整備

働きながら子育てできる環境づくり

働き方改革の推進

職場・家庭における男女共同参画の推進

1 働きながら子育てできる環境づくり

【現状と課題】

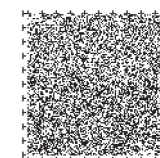
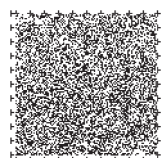
- 本格的な人口減少時代に対応し活力ある地域社会を維持するためには、女性の活躍が不可欠なものとなっています。
- 女性の就業率は上昇しており、年齢階級別にみると、30代女性の就業率が低くなる、いわゆるM字カーブの谷の部分の部分は浅くなっています。
- 「県民意識調査」によると、現在、子どもがおり、仕事をしていない女性で、子どもを預けることができれば働きたいと考える人は4割を超えており、30代女性では5割を超えています。

【施策の方向】

- 「子育て応援宣言企業」の登録拡大と宣言企業における取組内容の充実を図り、結婚や出産をしても働き続けることができる職場づくり、誰もが仕事と家庭の両立ができる職場づくりを推進します。
- 育児休業中の労働者に対する経済的支援を行います。
- 勤務時間等の制約により就職までに困難を伴う子育て中の女性に対して、就職相談から就職支援情報・保育情報の提供、就職あっせんまでを一貫して支援します。
- 子育て中でも受講しやすい職業訓練を実施し、就職支援を行います。
- ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、自立を促進するため、早期の就業を支援します。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
「子育て応援宣言企業」の登録拡大	県内企業・事業所の代表者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」登録制度を推進します。 県は、宣言企業の取組を県のホームページをはじめ各種広報媒体を通して広く紹介します(柱2-2に再掲)。	新雇用開発課
雇用の機会均等及び仕事と家庭の両立支援に関する周知・啓発	企業の経営者や人事労務担当者を対象とする、雇用の機会均等及び仕事と家庭の両立支援に関する研修会の開催などにより、結婚や出産をしても、子育てをしながら働き続けることができる職場づくりのための周知や啓発を図ります(柱2-2に再掲)。	新雇用開発課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
中小企業従業員生活資金等貸付制度	中小企業に勤める労働者の方で、出産・育児にかかわる休暇等により家計所得が減少された方に対し、出産・育児のために生ずる生計上必要な資金を低利・無担保で貸し付け、生活の安定を支援します。	労働政策課
子育て女性に対する就職相談・就職あっせん	県内4か所の子育て女性就職支援センターにおいて、子育て女性に対し、就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援します（柱7-4に再掲）。	新雇用開発課
子育て中の方の就職に向けた訓練	子育て中の方が訓練を受講しやすいよう、施設内訓練中の託児サービスを行います。 また、働く意欲があるにも関わらず、子育てによる時間的制約等によって職業訓練や就職支援の機会を得ることが少ない方の職業訓練の受講、就職支援を図るため、子育て中でも受講しやすい職業訓練（OAや簿記等の訓練で、受講期間が比較的短期、また、託児付で学べるもの）を民間の教育訓練機関を活用し実施します。	職業能力開発課
ひとり親サポートセンター事業	県内3か所に設置している「ひとり親サポートセンター」において、就業相談から技術習得のための就業支援講習会、求人情報の提供など、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や福祉事務所との連携、就業・自立に向けた支援に取組みます。 児童扶養手当受給者を対象に、一人ひとりに合った自立支援計画書（自立支援プログラム）を策定し、就職まできめ細かな支援を行います（柱7-3-2、柱7-4に再掲）。	児童家庭課
男性の育児休業取得促進	男性の育児休業取得・育児参加の促進など、企業における仕事と家庭の両立支援の取組みを促進します。	新雇用開発課
男性の家事・育児への参画促進	男性が主体的に家事・子育てに関わることができるよう、また、それを応援する気運を高めるため、企業や家庭に対し、男性が家事・子育てに関わることの大切さや意義等について啓発します。 また、市町村が行う男性などを対象とした子育て支援セミナーなどの取組に対して助成を行います（柱2-2、柱2-3、柱4-1に再掲）。	男女共同参画推進課 子育て支援課

◇ 「子育て応援宣言企業」登録制度 ◇

福岡県では、企業・事業所のトップに従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組みを自主的に宣言してもらい、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」登録制度を2003（平成15）年から全国に先駆けて実施しています。

宣言には、次の観点に即した具体的な取組みを宣言してもらいます。

- ・育児休業が取得しやすい環境をつくる
- ・育児休業期間中に職場とのコミュニケーションがとれる仕組みをつくる
- ・職場復帰に向けたサポートをしっかりと行う
- ・子育て中は勤務時間を短縮するなど、従業員のニーズに配慮する
- ・男性の育児参加を促進するための具体的な取組みを実施する

〈登録方法〉

- WEBの場合
「子育て応援宣言ホームページ」にアクセス → 登録フォーマットに沿って必要事項を入力 → 送信
- 郵送の場合
申請様式を県ホームページからダウンロード → 必要事項を記入 → 郵送

登録された企業には、「子育て応援宣言登録証」を交付します。また、登録マークを自社のホームページや名刺、パンフレット、そのほか求人広告などに利用していただけます。県においても、ホームページや広報誌などで企業のPRや先進的な取組みの事例紹介をするなど、取組内容の充実を図っています。

〈問い合わせ・提出先〉

福岡県福祉労働部労働局 新雇用開発課 雇用均等・両立係
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7
TEL: 092-643-3586 FAX: 092-643-3619
MAIL: info@k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp
子育て応援宣言ホームページ
<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp/kosodate/index>



子育て応援宣言登録マーク
ホームページでは、各宣言企業の
取組内容もご覧いただけます。

◇ 子育て女性就職支援センター ◇

県内4か所に「子育て女性就職支援センター」を設置し、子育て中の女性を対象に、就職相談や求人情報・保育情報の提供、求人開拓から就職あっせんまできめ細かな支援を実施しています。

- ◇福岡 福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5階（福岡労働者支援事務所内）
TEL:092-725-4034
- ◇北九州 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2階 ウーマンワークカフェ北九州内
TEL:093-533-6637
- ◇筑後 久留米市川合町1642-1 久留米総合庁舎1階（筑後労働者支援事務所内）
TEL:0942-38-7579
- ◇筑豊 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階（筑豊労働者支援事務所内）
TEL:0948-22-1681

〈受付時間〉 平日 8時30分～17時15分（土日祝・年末年始を除く）

〈ホームページ〉 <https://www.hataraku-mama.jp/>

2 働き方改革の推進

【現状と課題】

- 「福岡県雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」（2016（平成28）年度）によると、約7割の事業所がワーク・ライフ・バランスの意味について「知っている」と答え、8割を超える事業所がワーク・ライフ・バランスについての取組を必要と考えています。
- また、育児休業制度を利用したいと回答した女性従業員が8割を超えているのに対し、男性は約5割に留まっています。育児休業制度を利用したくない理由としては、「職場に迷惑がかかるから」が最も多くなっています。
- 国の「労働力調査」によると、男性で週60時間以上就業している人の割合は近年減少傾向にあるものの、年代別にみると、子育て期にある30代や40代は、他の年代より週60時間以上就業している人の割合が高くなっており、男性が家事や子育てに積極的に関わることが困難な状況が伺えます。

【施策の方向】

- 若者、女性など多様な人が自分にあった柔軟な働き方を選択でき、意欲と能力を発揮できる魅力的な労働環境の整備を支援します。
- 企業向け研修会の開催、ホームページなど県の各種広報媒体などを通じて、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性や両立支援制度について、周知・啓発を行います。
- ワーク・ライフ・バランス推進のため、「子育て応援宣言企業」の登録拡大と宣言企業における取組内容の充実を図ると共に、企業における男性の育児参加・育児休業取得の促進に努めます。

【具体的な施策・事業】

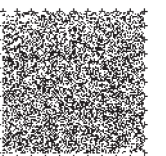
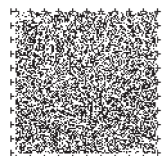
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
企業における働き方改革の推進	働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの取れた魅力ある職場の構築など、企業の働き方改革を支援します。	労働政策課
雇用の機会均等及び仕事と家庭の両立支援に関する周知・啓発	企業の経営者や人事労務担当者を対象とする、雇用の機会均等及び仕事と家庭の両立支援に関する研修会の開催などにより、結婚や出産をしても、子育てをしながら働き続けることができる職場づくりのための周知や啓発を図ります（柱2-1に掲載）。	新雇用開発課
「子育て応援宣言企業」の登録拡大	県内企業・事業所の代表者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」登録制度を推進します。 県は、宣言企業の取組を県のホームページをはじめ各種広報媒体を通して広く紹介します（柱2-1に掲載）。	新雇用開発課
イクボスの促進	企業において男性の育児参加・育児休業取得の促進に向けた取組を行う際の導入・実践マニュアルとして作成した「イクボス・イクメンハンドブック」などを活用し、イクボスに取り組むメリットなどの啓発に努めます。	新雇用開発課
男性の家事・育児への参画促進	男性が主体的に家事・子育てに関わることができるよう、また、それを応援する気運を高めるため、企業や家庭に対し、男性が家事・子育てに関わることの大切さや意義等について啓発します。 また、市町村が行う男性などを対象とした子育て支援セミナーなどの取組に対して助成を行います（柱2-1に掲載、柱2-3、柱4-1に再掲）。	男女共同参画推進課 子育て支援課

◇ 一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法) ◇

安心して子どもを生み育てることができる社会づくりには、子育てしやすい職場環境の整備が重要です。

一般事業主行動計画は、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について、事業主が策定する計画です。

次世代育成支援対策推進法では、一般事業主行動計画の策定、都道府県労働局への届出及び公表・従業員への周知が義務付けられています。



3 職場・家庭における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 少子化が進み、女性の就労に対する意識も「中断・再就職型」から「就業継続型」へと移行しているなど、働く女性が増えている現在、職業生活と家庭生活の両立のためには、企業をはじめとした社会全体による支援が必要です。
- 女性の社会進出が徐々に進みつつあるものの、職場における平等感は未だ低い状況にあり、また、性別役割分担意識が根強く残る中、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境の整備が必要です。
- 国の「社会生活基本調査」（2016（平成28）年）によると、本県の男性の家事・育児などの家事関連時間は全国を下回っており、また男女差は依然として大きい状況です。

【施策の方向】

- 女性が能力を発揮して活躍できる職場づくりを推進します。
- 男女が共に仕事と家庭を両立できる職場づくりを推進します。
- 男性が主体的に家事・子育てに関わることができるよう意識啓発を行います。

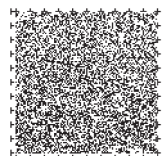
【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
男女共同参画表彰	福岡県男女共同参画の日（11月第4土曜日）に、男女共同参画の推進に著しい功績があり、他の模範と認められる取組を行っている個人、団体、企業を表彰し、優れた実践事例を広く紹介します。	男女共同参画推進課
トップリーダーへの啓発	地域団体や教育団体のトップが集まる会議・研修会等へ、講師を派遣し、男女共同参画の意識の醸成を図ります。	男女共同参画推進課
企業における女性の活躍推進事業	女性の活躍を推進するため、男女がともに働きやすく、仕事と家庭の両立ができる職場づくりに向けて、セミナー等を開催し、企業の取組を支援します。	男女共同参画推進課
男性の家事・育児への参画促進	男性が主体的に家事・子育てに関わることができるよう、また、それを応援する気運を高めるため、企業や家庭に対し、男性が家事・子育てに関わることの大切さや意義等について啓発します。 また、市町村が行う男性などを対象とした子育て支援セミナーなどの取組に対して助成を行います（柱2-1、柱2-2に掲載、柱4-1に再掲）。	男女共同参画推進課 子育て支援課

◇ 一般事業主行動計画(女性活躍推進法) ◇

自らの意思によって働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現できる社会を実現するためには、企業をはじめとした社会全体での取組が必要です。

2016（平成28）年4月に全面施行された『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』では、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、女性活躍推進の取組について一般事業主行動計画の策定が義務づけられています。さらに、2022（令和4）年4月から、策定義務の対象が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。（改正法の公布日（2019（令和元）年6月5日））



施策の柱3 子どもと母性の健康の確保と増進

【施策体系】

子どもと母性の健康の確保と増進

妊娠期から育児期にわたる切れ目ない支援の提供

小児医療・乳幼児保健対策の充実

「食育」の推進

学童期・思春期の心と体の健康づくり

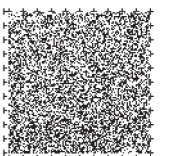
1 妊娠期から育児期にわたる切れ目ない支援の提供

【現状と課題】

- 出産年齢の上昇などにより、リスクの高い妊婦が増加しており、安心して出産できる周産期医療体制の整備を引き続き行うことが必要です。
- 安心して妊娠・出産をするためには、妊婦自身が早期に妊娠届をして妊婦健康診査を受診するなど適切に健康管理ができることや、妊娠・出産に対する理解と配慮がある社会環境が重要です。
そのため、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や、気軽に相談ができる体制、早期に支援が必要な妊産婦を把握し支援を行う体制が必要です。
- 不妊に悩む人への精神的、経済的負担の軽減も求められています。
- 抗がん剤や放射線治療などのがん治療により、妊孕性（妊娠させる／する力）が低下することがありますが、生殖補助医療を用いた妊孕性温存治療は高額であるため、経済的負担を軽減する必要があります。
- 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えてきていることから、妊娠から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援が求められています。

【施策の方向】

- リスクの高い妊婦が安心して出産できるよう、周産期母子医療センターの運営や施設・設備整備を支援するほか、コーディネーター配置による母体搬送受入の調整、周産期医療関係者への研修など、周産期医療体制の充実を図ります。
- 市町村等関係機関との連携のもと、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の重要性、妊娠・出産と飲酒等の生活習慣や年齢の関係など、妊娠や出産に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 妊娠・出産等に関する相談対応や、不妊に悩む方への精神的、経済的支援を行います。
- 母子保健従事者の専門性の向上に努めます。
- 将来子どもを持つことを望むがん患者への経済的支援を行います。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターが早期に設置できるよう市町村を支援するとともに、妊産婦等に対する相談支援等を実施する産前・産後サポート事業や退院直後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業等の実施市町村の拡大に努めます。



【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
周産期医療体制の充実	<p>○周産期医療協議会の設置 周産期医療協議会を設置し、周産期医療に関する医療情報や統計情報などを基に、本県の周産期医療体制の整備について総合的に協議します。</p> <p>○周産期医療体制の整備 高度な周産期医療を担う周産期母子医療センターの運営を支援するため、運営費等の助成を行います。また、産科・新生児科医師確保対策として、分娩手当・新生児手当などを支給している病院等に対して助成を行います。 福岡地域の周産期母子医療センター及び協力病院で、受入可否情報の共有化を行うとともに、母体搬送調整を行う「母体搬送コーディネーター」を設置し、円滑な搬送体制の確保を図ります。</p> <p>○周産期医療関係者への研修 医療従事者に対し、周産期医療に必要な専門知識・技術向上を目指した研修を行います。</p> <p>○院内助産所・助産師外来の設置促進 新たに「院内助産所」「助産師外来」を開設しようとする病院・診療所に対して、施設・設備整備費への財政的支援を行います。</p>	医療指導課
妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	市町村等関係機関と連携して、妊娠・出産と、飲酒、喫煙等の生活習慣や年齢、体重との関係など、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます（柱 1-1 に掲載、柱 3-4 に再掲）。	健康増進課
ハイリスク妊産婦等への支援	市町村、医療機関等関係機関の連携のもと、妊娠中に問題が生じやすい若年や高齢、多胎など支援が必要な妊産婦を妊娠初期から把握し、健康管理、産後うつ病予防を含めた育児等の不安の軽減、ハイリスク児の養育支援を行うことにより、児童虐待の未然防止に努めます（柱 4-1、柱 7-1-3 に再掲）。	健康増進課
母子保健従事者の専門性の向上	市町村の求めに応じた広域的、専門的支援を行うことにより、母子保健従事者の質の向上を図ります。	健康増進課
妊娠・出産への理解と配慮の啓発	妊娠の早期届出や妊婦健康診査の重要性について啓発するとともに、妊産婦に対する理解と配慮を促すことを目的とした市町村の啓発活動の取組を推進します。	健康増進課
にんしん SOS ふくおか～思いがけない妊娠・子育て・思春期相談～	妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります（柱 3-4、柱 4-1 に掲載、柱 7-1-3 に再掲）。	健康増進課
不妊・不育に悩む人への支援	医療保険適用外の高額な治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。 保健福祉（環境）事務所で不妊や不育症に関する医学的相談や、心の悩みに関する相談に対応します。さらに、3か所の保健福祉（環境）事務所に不妊専門相談センターを設置し、専用電話による電話相談や、専門医師等による面接相談を行います。	健康増進課

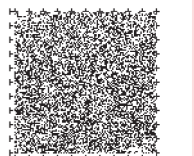
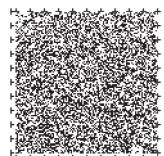
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
女性の健康相談・健康教室	保健福祉（環境）事務所で思春期から更年期の女性の健康に関する相談対応を行います。さらに、3か所の保健福祉（環境）事務所に女性の健康支援センターを設置し、専用電話による電話相談や、専門医師等による個別面接相談を行うほか、センターを設置していない保健福祉（環境）事務所で健康教室を行います。	健康増進課
あすばる相談支援事業	福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、女性、男性やLGBTの方などすべての方が抱える、心、家族、暮らし、労働等、広範多岐な悩みについて、電話及び面接による相談を実施し、相談者自身が問題解決に向けて自己選択、自己決定していくよう支援します。	男女共同参画推進課
子育て世代包括支援センターの設置促進	市町村が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」をできるだけ早期に設置し、適正かつ円滑に運営できるよう、連絡調整会議や保健師等専門職への研修を実施するとともに、開設準備や運営に係る経費を補助します（柱 7-1-3 に再掲）。	健康増進課
小児・AYA世代のがん患者への妊よう性温存治療の支援	将来、子どもを持つことを望む小児・AYA世代のがん患者に対して、妊よう性温存治療に係る費用の一部を助成し、希望を持ってがん治療に取り組むことができるよう支援します。	がん感染症疾病対策課

◇ マタニティマーク ◇



マタニティマークは妊婦さんへの思いやりをマークにしたものです。
まちや、職場などでマタニティマークを付けている人を見かけたら、「お手伝いしましょうか？」の一言など、皆さんからの思いやりある気遣いをお願いします。
電車・バスでは優先して席を譲り、乗降時に協力しましょう。
近くでの喫煙は控えましょう。

福岡県ホームページ
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/matanithima-ku.html>



◇ 不妊に悩む方への特定治療支援事業 ◇

- 対象者 福岡県（北九州市、福岡市、久留米市以外）にお住まいの法律上のご夫婦で、指定医療機関において、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）及び併せて男性不妊治療を行った方
- 所得制限 ご夫婦の前年の所得の合計金額が730万円未満の方が対象
- 対象治療 体外受精・顕微授精・男性不妊治療（TESE、MESA等の精子回収術）
- 給付の内容 特定不妊治療：1回の治療につき15万円（初回治療は30万円）まで助成（ただし、治療内容によっては7万5千円まで助成）
男性不妊治療：1回の治療につき15万円（初回治療は30万円）まで助成
- 助成回数 初回申請の治療開始日の妻の年齢が
40歳未満の場合 ⇒ 43歳になるまで通算6回まで
40歳以上の場合 ⇒ 43歳になるまで通算3回まで
※治療開始日の妻の年齢が43歳以上の場合は申請できません。
- 医療機関 医療機関の住所地を管轄する都道府県・政令市・中核市が指定した医療機関
- 申請期間 治療が終了した日の属する年度内（3月31日まで）
- 申請窓口 お近くの保健福祉（環境）事務所健康増進課
大牟田市子ども家庭課（2020（令和2）年度まで）

◇ 女性の健康支援センター・不妊専門相談センター ◇

思春期から更年期の女性特有の身体と心に関する相談及び、不妊症・不育症など妊娠・出産に関する相談の専門窓口です。

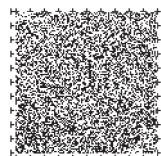
県内3箇所の保健福祉（環境）事務所に当センターを設置し、助産師・保健師による電話相談、専門医師等による面談相談を実施しています。

面談相談は予約が必要です。

○相談内容 月経不順、思いがけない妊娠、更年期障害、不妊症・不育症 など

○専用電話番号 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 0940-37-4070
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 0948-29-0277
北筑後保健福祉環境事務所 0946-22-4211

北九州市、福岡市、久留米市においても、不妊に悩む方への特定治療支援事業及び、女性の健康、不妊症・不育症に関する相談を実施しています。詳しくは各市にお問い合わせください。



2 小児医療・乳幼児保健対策の充実

【現状と課題】

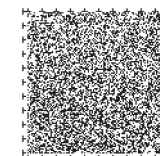
- 保護者の不安を解消し、安心して子育てできる環境をつくるため、必要なときに適切な医療情報が得られる環境の整備が求められています。
- 乳幼児の疾病や発達遅れなどを早期に把握し、適切に医療や療育につなげる必要があります。
- 育児に不安を抱えていたり、未熟児の養育等で育児負担が大きいなど育てにくさを感じる親への支援が必要です。また、小児慢性特定疾病児童等の治療費の軽減や精神的な負担軽減が求められています。
- 本県の乳幼児の一人平均むし歯本数とむし歯有病率は全国平均を上回っており、むし歯予防の対策が必要です。

【施策の方向】

- ふくおか医療情報ネット、小児救急医療ガイドブックにより、小児医療に関する情報提供を行うとともに、適正な受診を啓発します。
- 子どもの医療費の一部を助成します。
- 市町村、医療機関等関係機関との連携のもと、育児に不安を抱えているなど支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握し、支援する体制を推進します。
- 市町村において、未熟児支援や発達相談等、育てにくさを感じる保護者への取組が進むよう支援を行うとともに、保護者に対して子育てに関する知識の普及・啓発を行います。
- 小児慢性特定疾病児童等に対して、医療費の助成を行うとともに、保護者等の精神的支援を行い、健康の保持増進及び自立の促進に努めます。
- 歯科疾患予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、市町村における乳幼児歯科健診や歯科保健指導等の取組が進むよう支援を行います。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
小児医療に関する情報提供及び相談体制の充実	保護者の不安の解消を図るため、平日夜間（19時から翌朝7時）、土曜（12時から翌朝7時）、日祝日（7時から翌朝7時）において、子どもの急な病気、ケガに関する電話相談を行います。 「ふくおか医療情報ネット」を通じて、救急医療情報や医療機関情報を広く県民に提供します。 「小児救急医療ガイドブック」の配布により適正な受診を啓発し、小児救急医療の機能確保を図ります。	医療指導課
子どもの医療費に対する助成	子どもの医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ります（柱4-5に再掲）。	児童家庭課
未熟児等ハイリスク児の養育支援	養育のため医療機関に入院する未熟児に対し、医療の給付を行います。 医療機関及び市町村との円滑な連携のもと、市町村が行う未熟児等に対する育児支援について、技術的支援を行います。	健康増進課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
乳幼児の健康支援	新生児に対して、先天性代謝異常等の疾患に係る検査を実施し、障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療に努めます。 乳幼児健康診査等において把握された心身の発達に問題がある児童又はそのおそれのある児童に対し、市町村との連携のもと、保健福祉（環境）事務所において、発達診査・発達訓練指導を行います。また、市町村においても発達相談・発達診査に係る取組みが進むよう、技術的支援を行います。	健康増進課
新生児聴覚検査の体制整備事業	先天性聴覚障害を抱える乳幼児を円滑に療育につなげるため、「乳幼児聴覚支援センター（仮称）」を新たに設置するなど、新生児の聴覚に係る検査と支援の体制の充実を図ります。	健康増進課
定期的予防接種への支援	予防接種の実施主体である市町村に対して、予防接種に関する知識の普及及び技術的支援を行います。 また、予防接種の実施にあたり、健康状態や体質のために慎重な判断が必要とされる者についても、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介するなど、安心して予防接種が受けられる体制を整備することによって、予防接種率の向上と予防接種による健康被害の発生防止に努めます。	がん感染症疾病対策課
小児慢性特定疾病対策の推進	小児慢性特定疾病児童等に対し、医療保険の自己負担分（一部または全額）を公費で助成します。 在宅で人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等が、介護されているご家族の休養等で在宅療養が困難になった場合に、一時的に医療機関に入院できるように支援します。 また、慢性疾病を持つ児童等を療育するご家族の不安や悩みを軽減し、児童の健全育成及び自立促進を図るため、療育相談、訪問指導、ピアカウンセリング等を実施します。	がん感染症疾病対策課
子育てに関する知識の普及啓発	子どもの発達段階に応じた接し方、家庭におけるしつけなどを掲載した冊子を作成し、市町村等で実施する乳幼児健康診査等の場で保護者に配布することにより、正しい知識の普及啓発を図ります（柱4-1に再掲）。	健康増進課
小児医療施設の運営・施設整備への支援	高度な小児医療を担う小児救命救急センター等の運営を支援するため、運営費等の助成を行います。	医療指導課
歯の健康づくり事業	「福岡県歯科口腔保健啓発週間」等におけるイベントや講演会等を通じて、食習慣や歯磨き方法、フッ化物の利用など、むし歯予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、母子歯科保健の普及啓発のため、「親と子のよい歯のコンクール」を実施します。	健康増進課
市町村歯科保健事業実施状況調査	市町村における乳幼児の歯科健康診査、健康教育等の実施状況の情報を収集するとともに、情報の共有を図ることで効果的な取組みの促進を図ります。	健康増進課

◇ 小児救急医療電話相談（#8000） ◇

平日夜間・休日に、子どもの急な病気、ケガに関する相談を経験豊かな看護師、または必要に応じて小児科医がアドバイスします。

相談内容：子どもの急な病気（発熱、下痢、嘔吐、けいれん等）、ケガに関すること
受付時間：（平日）19時～翌朝7時、（土曜）12時～翌朝7時、（日祝）7時～翌朝7時

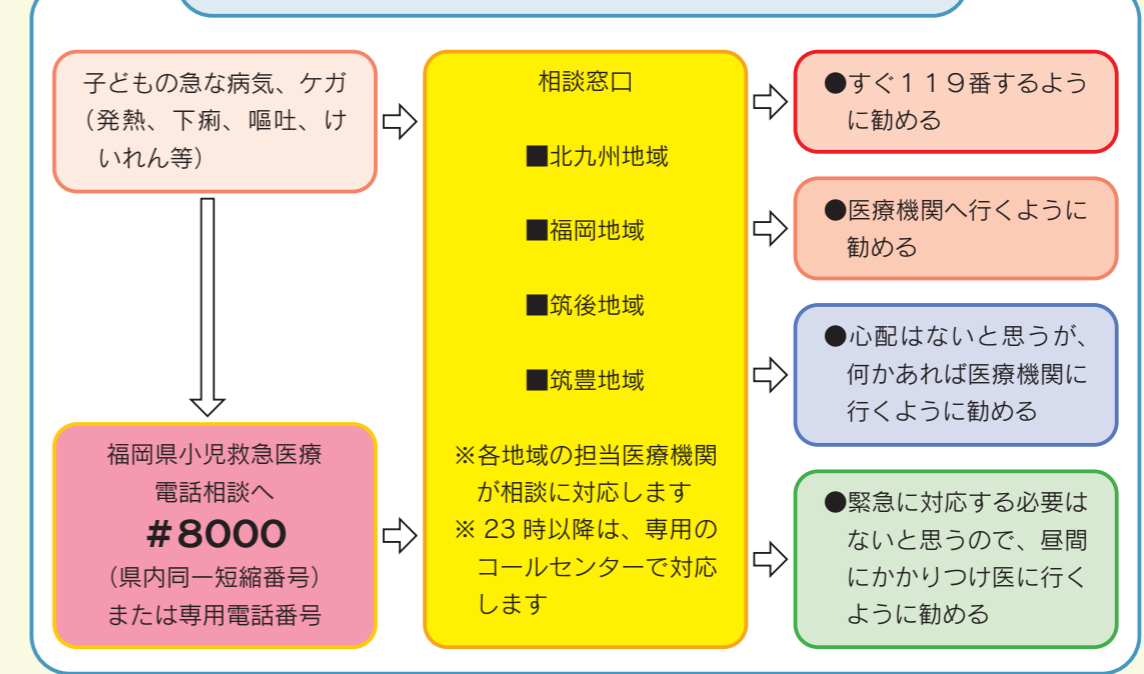
【専用電話番号】

- 相談窓口： 北九州地域 093-662-6700
- 福岡地域 092-661-0771
- 筑後地域 0942-37-6116
- 筑豊地域 0948-23-8270

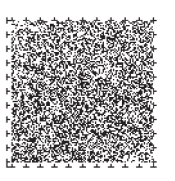
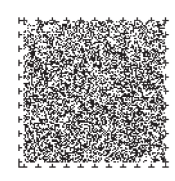
- ※ プッシュ回線・携帯電話のどちらでも、#8000（県内同一短縮番号）でつながります。プッシュ回線の場合は、お住まいの地域の指定された医療機関につながります。携帯電話の場合は、携帯電話会社ごとに県内1か所の指定した医療機関につながります。
- ※ ダイヤル回線、IP電話、インターネット電話からは、専用電話番号におかけください。
- ※ 平日の23時以降及び土日祝日の19時までは、専用のコールセンターで対応しています。
- ※ おかけ間違いの無いようご注意ください。
- ※ 医療機関案内及び医療行為はできません。



電話相談の流れ



携帯電話からの#8000
・NTTドコモ ⇒ 筑後地域 ・au（KDDI）⇒ 筑豊地域 ・ソフトバンク ⇒ 北九州地域



3 「食育」の推進

【現状と課題】

- 食をめぐる状況は、生活様式の多様化を背景に、孤食や外食の割合が増加するなど変化しており、県民の生活に様々な影響を与えることが懸念されています。
- 健康面では、朝食の欠食、偏食等の食生活の乱れや野菜の摂取不足など栄養バランスの偏りが見られます。
- また、家族そろって食事をする機会も減少するなど、子どもたちの心身の発達に大きな影響を与えています。子どもたちの豊かな心を育み、健全な身体を育てるためには、早い時期から栄養・食生活に関する正しい知識や習慣を身につけさせることが重要です。その役割を担うのは、本来家庭が中心となるものですが、核家族化、共働きの増加、雇用形態の多様化などにより、望ましい食習慣の形成が難しい状況にあります。
- そのため、学校における食育の充実、子どもたちが「生きる力」の基礎を育む上で非常に重要となっています。特に、食に関する指導の生きた教材として活用できる学校給食は、教科指導等と関連させながら学校全体で食育を推進していく上で、注目されています。
- 子どもたちの「食」への関心を高め、食生活を見直す契機とするため、地場産物を学校給食に活用し、生産者との交流や体験を通じた学習等を推進することも重要となっています。
- 「食」の外部的・簡便化等によって、生産や流通の過程が見えにくく、消費者と生産者との距離が拡大しています。食の安全・安心が求められる中、生産者の顔が見える関係を取り戻すためにも、地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」の取組をより一層推進する必要があります。
- 次代を担う子どもたちの健康で豊かな生活のためには、関係部局・機関が連携し、学校、家庭、地域のつながりを深めながら、食育・地産地消を県民運動として推進していくことが重要です。

【施策の方向】

- 食育に関する情報提供、普及・啓発を行い、地域における食育に関する取組を支援します。
- 乳幼児の健康づくりの担い手である人材の確保、資質向上を図ります。
- 学校における食育を充実します。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
食育・地産地消 県民運動	<ul style="list-style-type: none"> ○食育の情報提供、啓発・普及 11月を食育・地産地消月間と定め、各種イベントを通じた啓発や、「食育・地産地消ふくおか県民会議」と連携し、食育関連情報の提供や普及・啓発を行います。 食育・地産地消ポータルサイト「いただきます！福岡のおいしい幸せ」等により食育の情報を発信します。 ○学校への支援 学校給食に県産農林水産物を積極的に利用することにより、農林水産業への理解を深める取組を進めます。 	食の安全・ 地産地消課
食育活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 県内地域の食生活改善実践活動の推進を図るため、食生活改善推進連絡協議会に対して助言や指導を行います。地域で食を通じた健康づくりの核となる食生活改善推進員のリーダー等に対して「食と健康教室」などの研修を実施します。 	健康増進課

◇ 福岡県・福岡市難病相談支援センター ◇

小児慢性特定疾病児童等自立支援員が、小児慢性特定疾病をお持ちの方やご家族からの相談対応や就労支援、患者会の紹介や交流会の支援などを行っています。

(相談の一例)

- ・ 主治医に気になることをうまく伝えられない
- ・ 病気のことを学校へどのように伝えたらよいか
- ・ 医療費に関する制度のことがよくわからない
- ・ 同じ病気をもつ子どもの保護者と情報交換したい など

TEL 092-643-8292
 FAX 092-643-1389
 メール kodomo@fnanbyou-c.org
 対応時間 9時～16時（休み：土日祝日、年末年始）
 所在地 〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1 九州大学病院北棟2階
 ホームページ <https://www.fnanbyou-c.org/>

◇ 小児慢性特定疾病医療費助成制度 ◇

子どもの慢性疾病のうち、小児がんなどの疾病については、治療期間が長く、医療費負担が高額になることから、児童の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るために医療費助成を行っています。

2015（平成27）年1月1日より児童福祉法が改正され、対象となる疾病が拡大されました。

○対象者

次の16疾患群のうち、国が定める疾病及び疾病の状態の程度である18歳未満の児童（必要と認められた場合には20歳になるまで延長可能）

【対象疾患群】

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

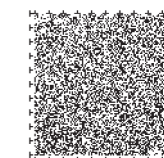
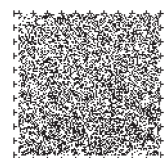
※手続きを含め、詳しくは県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouman-fukuoka1.html>

○申請窓口

お住まいの保健福祉環境事務所

※北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市（2020（令和2）年度まで）にお住まいの方はそれぞれの市にお尋ねください。



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
母性及び乳幼児の健康づくりの担い手である人材の資質の向上及び確保	保育所等の児童福祉施設に対して健全な食環境の整備を図り、栄養管理の質の向上、児童・保護者への食に関する指導の大切さを認識してもらうため、指導助言や研修会を行います。 健康づくりの担い手である市町村の保健師や栄養士の資質向上のための研修会を開催します。 市町村の保健師や栄養士の配置促進を図ります。	健康増進課
学校における食育	○小・中学校での食に関する指導 児童生徒が望ましい食習慣を身につけることができるように、学校全体で食に関する指導を計画的、体系的に行うため教科等と関連させた「食に関する指導に係る全体計画」を作成し、学校における食に関する指導を充実させます。 ○栄養教諭を中心とした食に関する指導の推進校事業 栄養教諭の食についての専門性を生かし、コーディネーターとしての役割や教科等における食に関する指導法、家庭・地域との連携の仕方等の研究を行います。 ○福岡県学校給食研究指定委嘱事業 地域や各学校の実態に応じ、教科等における食に関する指導を中心としながら、栄養教諭・学校栄養職員の参画による指導、食に関する体験活動、家庭・地域との連携のあり方等について研究を深め、その成果を周知し、今後の食に関する指導の推進に生かします。 ○子どもが作る「ふくおか弁当の日」の推進 子どもが、弁当を作ることを通して、食べ物やそれらを作ってくれる人への感謝の心を養い、自己肯定感を育むなど高い教育効果が期待できる「ふくおか弁当の日」の普及・拡大に取り組めます。(柱 6-1-3 に再掲)	体育スポーツ健康課
家庭と連携した食育	給食だよりや献立表、保護者対象の給食試食会及び料理講習会などを通じて家庭での食育の推進を図られるよう各学校に働きかけます。 関係団体と連携し、PTA 学校給食教室や学校給食フェア等のイベントを開催し、保護者等への啓発を図ります。 朝食を食べる習慣の定着を促す「朝食いきいきシート」を県内小学校児童に配布し、学校と家庭が連携した取組を促進します(柱 6-2-1 に再掲)。	体育スポーツ健康課

◇ 食育・地産地消県民運動 ◇



○ 食育地産・地消運動とは？

行政、保健医療介護、商工業、農林水産業、教育など幅広い関係者が連携・協力し、「いただきます！福岡の美味しい幸せ」の県民スローガンのもと、県民ぐるみで食育・地産地消を推進していこうという取組です。

○ 11月は、「食育・地産地消月間」です！

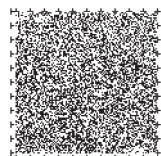
農林水産物が豊富な11月を「食育・地産地消月間」と定め、県内各地での食育イベントの開催や、学校給食や社員食堂での地産地消メニューの提供など、さまざまな取組を同時開催し、県民参加型の運動を展開しています。

＼食育に関する情報が満載！

福岡の美味しい幸せ

検索

食育・地産地消ポータルサイト「いただきます！福岡の美味しい幸せ」
http://f-ouen.com/



4 学童期・思春期の心と体の健康づくり

【現状と課題】

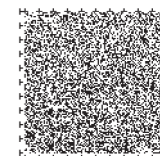
- 学童期・思春期は、大人に向けての準備期間であり、心と身体の変化の著しい時期です。この時期の保健対策は次世代の心と身体の健康づくりにつながるため、問題解決には十分に適切な対応をとる必要があります。
- 近年、青少年の性感染症や人工妊娠中絶の問題、喫煙・飲酒・薬物乱用、過剰なダイエット等の問題と併せて、不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有の心の問題への対応が求められています。
- また、薬物乱用問題については、インターネット利用や携帯電話の普及に伴い、誤った情報の氾濫や薬物密売方法の巧妙化、若年層を中心とした大麻事犯の検挙者の増加、乱用される薬物の多様化など、青少年を取り巻く環境は深刻な状況になっています。
- 学童期・思春期の子どもたちが、適切な生活習慣や性感染症、妊娠・出産、薬物等についての正しい知識を身につけ、自分の心と身体を大切に、責任をもった行動が取れるよう、地域における保健、医療、福祉、教育などの関係者が連携した、薬物乱用防止教室等の健康教育や、健康相談の取組が必要です。
- 学童期は、乳歯から永久歯に生え変わる時期であるとともに、むし歯が集中的に発生する時期でもあります。むし歯は自然治癒しないことから、この時期には特に効果的なむし歯予防の取組みが必要です。

【施策の方向】

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。
- 思春期の心と身体に関する相談に、電話や面接、メールにより対応します。
- 妊娠・出産、生活習慣などに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 性感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 薬物乱用防止に対する意識を高める取組を行います。
- 歯科疾患予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、科学的根拠に基づくむし歯予防の推進に努めます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
教育相談	教育相談機関等のネットワークの強化や学校・市町村の相談機能の向上を支援します。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。 子どもや保護者等の電話による教育相談に対し 24 時間体制で対応します(柱 4-1、柱 5-4、柱 6-3-1 に再掲)。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
にんしん SOS ふくおか～思いがけない妊娠・子育て・思春期相談～	妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じるにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります(柱 3-1 に掲載、柱 4-1、柱 7-1-3 に再掲)。	健康増進課
思春期相談	精神保健福祉センター及び保健福祉(環境)事務所が実施している思春期の心に関する子どもや保護者からの相談の充実に努めます(柱 4-1 に再掲)。	こころの健康づくり推進室
思春期の相談機関の連携と知識の普及・啓発	精神保健福祉センターにおいて、思春期の相談に携わる職員の相談技術の向上と相互連携を目的とした研修会を実施し、思春期の心に関する知識の普及と啓発に努めます。	こころの健康づくり推進室



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	市町村等関係機関と連携して、妊娠・出産と、飲酒、喫煙等の生活習慣や年齢、体重との関係など、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます（柱 1-1、柱 3-1 に掲載）。	健康増進課
健康教育推進事業	県立高等学校等に対して医師（産婦人科・精神科）を派遣し、生徒、教職員及び保護者を対象に講演会を開催することによって、「性」及び「心」に関する知識の普及、啓発を図ります。また、生徒の性や心の問題を早期に発見し、適切な措置を講じるために、健康相談を実施します。	体育スポーツ健康課
思春期の健康教育	市町村や小学校、中学校等の教育機関が実施する思春期の子どもや保護者を対象とした、性感染症、妊娠・出産、薬物、食習慣、喫煙などに関する健康教育について、保健福祉（環境）事務所に配備している思春期ライブラリーを活用するなど、教材の貸し出しや情報提供を行い、思春期の子どもの心と身体の健康支援に努めます。	健康増進課
性感染症に関する啓発、相談	○普及活動 県民に対して、性感染症に対する正しい知識の普及を図るため、保健福祉（環境）事務所による地域住民への普及啓発を行います。 ○相談・検査事業 保健福祉（環境）事務所において、性感染症の感染を心配する人が、安心して相談や検査を受けることができる体制を整備して、感染の早期発見と二次感染を予防します。	がん感染症疾病対策課
たばこ知らずの未成年者育成	学校保健と連携して、喫煙防止教育を早期から行います。併せて、保護者や教師、地域の理解と協力のもとに、未成年者に喫煙させない（防煙）、飲酒をさせない環境づくりを推進します。	健康増進課
薬物乱用防止対策の推進	学校での薬物乱用防止教室の外部講師を派遣します。保健福祉（環境）事務所職員をはじめ民間から養成した薬物乱用防止講習会講師団の資質の向上に努めます。	薬務課
歯の健康づくり事業	「福岡県歯科口腔保健啓発週間」等におけるイベントや講演会等を通じて、食習慣や歯磨き方法、フッ化物の利用など、むし歯予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	健康増進課
学童期フッ化物洗口導入促進事業	学童期におけるむし歯予防を推進するため、フッ化物洗口を実施する市町村への支援及び実施拡大に向けた協議等を行い、小学校におけるフッ化物洗口の普及を図ります。	健康増進課

◇ 福岡県薬物乱用防止啓発サイト ◇

福岡県では、薬物乱用防止啓発サイトを開設しています。このサイトでは、大学生からのメッセージや夜回り先生で有名な水谷修氏から若者へのメッセージなども動画で紹介しています。薬物の恐ろしさを知っていただき、薬物には絶対に関わらないようにしていただきたいと思えます。

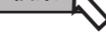


福岡県薬物乱用防止啓発サイト
<https://www.no-drugs-fukuoka.jp/>



福岡県薬物乱用防止啓発サイト

検索



施策の柱4 地域での子育てを支える体制の整備

【施策体系】

地域での子育てを支える体制の整備

すべての子育て家庭への支援

幼児教育・保育サービスの充実

放課後等の子どもの居場所づくり

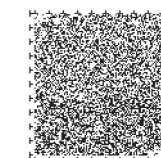
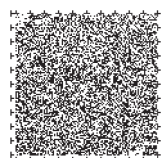
地域における人材育成とネットワークづくり

子どもを生き育てるための経済的負担の軽減

1 すべての子育て家庭への支援

【現状と課題】

- 「国勢調査」（2015（平成27）年）によると、本県の核家族のうち両親とその子どもから成る世帯は、およそ56万7千世帯であり、本県の全世帯数（219万7千世帯）のおよそ26%を占めています。一方、他の親族との同居世帯は、15万7千世帯であり、全世帯数のおよそ7%となっており、前回調査時より世帯数、全世帯数に占める割合ともに減少しています。
- 「県民意識調査」（2018（平成30）年度）によると、「子どもがかわいくてたまらない」、「子どもを育てるのは楽しくて幸せなことだと思う」、「自分の子どもは結構順調に育っていると思う」と考える人は、9割を超えている一方、およそ8割の人が「子育てについて悩みや不安がある（あった）」と回答しています。
- また、子育ての悩みや不安についての相談相手は、多くの方が配偶者、友人・知人、年上の親族などをあげる一方、相談相手はいないと回答する人もわずかですが存在しています。また、相談に利用した施設等は、保育所・幼稚園・学校等の先生が最も多く、その一方で、33.8%の人が、特に何も利用しないと回答しています。
- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等により、地域がこれまで担ってきた子育て支援機能が薄れ、身近なところに子育てについて相談できる相手がいらないなど、子育てが孤立化する傾向にあるため、親と子の育ちを社会全体で支えていくことにより、各家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていくことが必要です。
- 県民一人ひとりが家族や子育ての意義について理解を深め、地域社会全体で子育て家庭を応援する気運を高めていく必要があります。

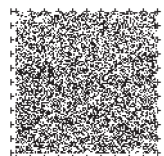


【施策の方向】

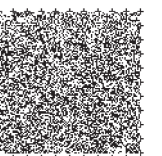
- 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を支援し、子育ての孤立化を防ぎ、不安の軽減を図ります。
- 市町村が実施する地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センターの設置促進、保育施設等による多様な保育サービスの提供等、市町村が子育て家庭等を対象に取り組む事業が円滑に実施できるよう、必要な支援を行います。
- 子育て等に関する様々な悩みや相談に対応するとともに、必要な情報提供に努めます。
- 「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーンの実施や「子育て応援の店」の登録拡大、「子育て応援パスポートアプリ」及び「子育て応援パスポート」の利用促進により、子育て家庭を地域社会全体で応援する気運を高めます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
ハイリスク妊産婦等への支援	市町村、医療機関等関係機関の連携のもと、妊娠中に問題が生じやすい若年や高齢、多胎など支援が必要な妊産婦を妊娠初期から把握し、健康管理、産後うつ病予防を含めた育児等の不安の軽減、ハイリスク児の養育支援を行うことにより、児童虐待の未然防止に努めます（柱 3-1 に掲載、柱 7-1-3 に再掲）。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立化を防ぐために、乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供の検討、関係機関との連絡調整を行う市町村の取組を促進します。	健康増進課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う市町村の取組を促進します（柱 7-1-3 に再掲）。	健康増進課
地域子育て支援拠点	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	子どもの預かりや保育所への送迎など、地域住民が会員制で助け合う相互援助活動です。 市町村担当者を集めた情報交換会の開催等を通じて、ファミリー・サポート・センターの設置促進に努めます。	子育て支援課
一時預かり幼稚園の預かり保育	○一時預かり事業 認定こども園、幼稚園（原則として市町村による教育・保育施設としての確認を受けたもの）、保育所等で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる取組を推進します。 ○幼稚園の預かり保育 幼稚園の行う預かり保育（通常の教育課程に係る教育時間の終了後に引き続き園児を預かるもの）に関する取組を推進します。	子育て支援課 私学振興課
子育て短期支援事業	○ショートステイ事業（短期入所生活援助事業） 児童の保護者が、疾病、出産、事故、冠婚葬祭等の事由で一時的に家庭における養育が困難になった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を要する場合等に児童福祉施設等で一時的に養育・保護します。 ○トワイライトステイ事業（夜間養護等事業） 児童の保護者の仕事等が恒常的に夜間または休日となる場合、児童福祉施設等において、児童に対する生活指導や食事の提供等を行います。	子育て支援課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
子育てに関する知識の普及啓発	子どもの発達段階に応じた接し方、家庭におけるしつけなどを掲載した冊子を作成し、市町村等で実施する乳幼児健康診査等の場で保護者に配布することにより、正しい知識の普及啓発を図ります（柱 3-2 に掲載）。	健康増進課
家庭教育に関する相談・情報提供	○親・おや電話 保護者等を対象に家庭教育・子育て全般にわたる相談に応じる家庭教育電話相談「親・おや電話」を実施します。また、メール相談も実施しています（柱 6-2-1 に再掲）。	社会教育課
教育相談	教育相談機関等のネットワークの強化や学校・市町村の相談機能の向上を支援します。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。 子どもや保護者等の電話による教育相談に対し 24 時間体制で対応します（柱 3-4 に掲載、柱 5-4、柱 6-3-1 に再掲）。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
児童家庭相談	○市町村・児童相談所 住民に身近な市町村において、子どもや家庭に関する相談に応じます。児童相談所では、養護相談や非行相談、障がい相談など、専門的な対応が必要な相談に応じます。児童相談所と市町村が適切な役割分担を図り、学校や警察等の関係機関と緊密な連携を取りながら、地域における相談体制の強化に努めます（柱 7-1-1 に関連再掲）。 ○家庭児童相談室 県の福祉事務所に設置する家庭児童相談室において、家庭における子どもの養育や親子関係等に関する相談に応じ、必要な調査や指導・援助を行います。 ○児童家庭支援センター 児童福祉施設に付設する児童家庭支援センターにおいて、地域の子ども福祉に関する問題について、家庭や地域住民等からの相談に応じ、必要な指導・助言を行います。	児童家庭課
にんしん SOS ふくおか～思いがけない妊娠・子育て・思春期相談～	妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります（柱 3-1、柱 3-4 に掲載、柱 7-1-3 に再掲）。	健康増進課
思春期相談	精神保健福祉センター及び保健福祉（環境）事務所が実施している、思春期に関する子どもや保護者からの相談の充実を努めます（柱 3-4 に掲載）。	こころの健康づくり推進室
少年相談	警察署や少年サポートセンターにおいて、警察官や少年育成指導官等による少年相談活動を推進します（柱 5-4 に再掲）。	少年課
幼児教育・保育に関する情報提供	幼児教育・保育サービスに関する様々な情報について、情報収集や検索が容易にできるよう県のホームページに掲載し、情報提供の充実に努めます。	子育て支援課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
利用者支援事業	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートします。	子育て支援課
幼児教育・保育への多様な主体の参入促進	新規参入事業者に対する相談、助言等の巡回支援を行うこと等により、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。	子育て支援課
「子育て応援の店」推進事業	社会全体で子育てを応援する気運を高めるため、18歳未満の子育て家庭を対象に、様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大や「子育て応援パスポート」及び「子育て応援パスポートアプリ」の利用促進を図ります（柱5-2に再掲）。	子育て支援課
「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン	「家族の日」（11月第3日曜日）がある11月を中心に、企業・店舗・団体等と連携し、「家族・子育て」をテーマとした催し等を実施することにより、地域社会全体で子育てを応援する気運を高めます（柱1-1に掲載）。	子育て支援課
男性の家事・育児への参画促進	男性が主体的に家事・育児に関わることができるよう、また、それを応援する気運を高めるため、企業や家庭に対し、男性が家事・育児に関わることの大切さや意義等について啓発します。 また、市町村が行う男性などを対象とした子育て支援セミナーなどの取組に対して助成を行います（柱2-1、柱2-2、柱2-3に掲載）。	男女共同参画推進課 子育て支援課

◇ 子育て応援の店推進事業 ◇

福岡県では、18歳未満の子どもがいる子育て家庭を対象に、ミルクのお湯の提供や、ベビーベッドの利用、商品の割引など様々なサービスを提供するお店を「子育て応援の店」として登録しています。

また、アプリやインターネットなどから無料で利用登録できる「子育て応援パスポート」を、「パスポートサービス」を提供しているお店で提示すると、登録者限定のサービスを受けることができます。

「パスポートサービス」提供店は、「子育て応援パスポートアプリ」（地図アプリ）から簡単に探すことができます。



○「子育て応援パスポートアプリ」の機能

- ◇ 自分がいる現在地から「パスポートサービス」のお店を探せます。
- ◇ お店のジャンル・エリア・サービスから検索できます。
- ◇ 「お気に入り」登録機能もあります。
- ◇ パスポートの登録・表示が簡単にできます。

<ダウンロード>

●Android
Google Playからダウンロード



●iPhone
App Storeからダウンロード



○「子育て応援パスポート」利用の流れ



1 アプリをダウンロード

2 トップ画面の「新規登録」から必要事項を入力

3 画面右下の「パスポート」からパスポートを表示し、その画像をお店で提示

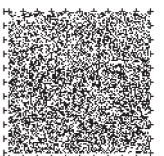
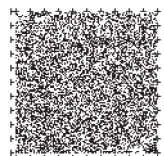
子育て応援の店推進事業

<https://kosodate-mise.pref.fukuoka.lg.jp>



子育て応援の店

検索



2 幼児教育・保育サービスの充実

【現状と課題】

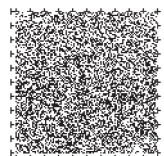
- 乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い幼児教育・保育を提供できる環境の充実を図る必要があります。
- 幼児教育・保育の無償化の開始や核家族化の進行、女性の社会進出により、保育ニーズが増大する中、待機児童の解消を図る必要があります。
- 保護者の就労形態の多様化により、延長保育や休日保育などのニーズに応じた多様な保育サービスの充実や、認定こども園の設置など、質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保、地域の子育て支援の充実が必要です。
- 質の高い幼児教育・保育サービスの提供と量の拡大のため、県は、実施主体である市町村を支援するとともに、幼児教育・保育従事者の確保や研修を行う必要があります。

【施策の方向】

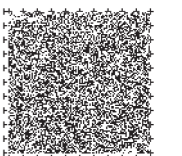
- 幼児教育や保育サービスの量の拡大と質の向上を図ります。
- 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、病児保育、休日・夜間保育の推進を図ります。
- 認定こども園に関する取組を推進します。
- 保育士等の確保に努めるとともに、幼児教育・保育従事者に対し、必要な研修を実施します。
- 待機児童の解消に向け、保育所の整備や広域的な取組を推進します。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
認定こども園	就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の活用を支援します。 質の高い幼児教育・保育の提供及び保護者の経済的負担の軽減のため、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。	子育て支援課
幼稚園	県内私立幼稚園の認可、指導監督を行います。 質の高い幼児教育の提供及び保護者の経済的負担の軽減のため、私学助成又は子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。	私学振興課
保育所	保育所の認可、指導監督を行います。 質の高い幼児教育・保育の提供及び保護者の経済的負担の軽減のため、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。 待機児童が発生している市町や保育需要が増加する市町においては、子育て安心プランにより保育所の新築・増築を推進します。	子育て支援課
地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所等と小学校との連携強化	幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方や幼稚園の役割などについて情報提供を行うとともに、幼稚園等・小学校の合同研修の実施などを促進します（柱6-1-2に再掲）。	子育て支援課 私学振興課 義務教育課
延長保育	働く女性の増加や通勤時間の長時間化等に伴う保育時間の延長の需要に対応するため、延長保育の促進に努めます。	子育て支援課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
病児保育	子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に、病院等に併設された施設等で児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業の促進に努めます。	子育て支援課
休日保育・夜間保育	保護者の就労形態の多様化に伴う休日、夜間の保育需要に対応するため、市町村が実施する休日保育や夜間保育を支援します。	子育て支援課
保育所障がい児受入促進事業	既存の保育所等において、障がい児を受入れるために必要な改修等に対して補助を行います。	子育て支援課
届出保育施設	知事等の認可を受けていない保育を目的とする施設における入所児童の安全確保を図るため、定期的に施設の立入調査を行い、改善が必要な施設の指導等を行います。 市町村が行う届出保育施設に勤務する保育従事者や利用児童の健康診断への助成を支援することにより、感染症の予防など利用児童の安全・衛生確保に努めます。合わせて、入所児童の健やかな発達・発育を促すため、市町村が児童の健康診断への助成をした場合の費用に対して、補助を行います。 また、指導監督基準の要件を満たしている施設は、基準適合届出保育施設として認定します。	子育て支援課
保育士確保対策の強化	増大する保育需要に対応する保育士確保を図るため、「福岡県保育士就職支援センター」にコーディネーターを配置し、結婚や子育て等で保育現場を離れている保育士有資格者を対象とした保育所への就職支援等を行います。 保育士の離職防止を目的に、保育所の職場環境の改善に取り組めます。 幼稚園教諭免許状を有する者や保育所等に勤務している保育士資格を有しない者の保育士資格取得を支援し、保育教諭・保育士の増加を図ります。 指定保育士養成施設の学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職準備金を貸付けることで、保育人材の確保を図ります。	子育て支援課
保育士等キャリアアップ研修事業	保育士等の専門性の向上を図るとともに、処遇改善加算の要件となる研修を実施します。	子育て支援課
幼児教育・保育従事者に対する研修	○認定こども園職員に対する研修 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた研修を行います。 ○保育所職員に対する研修 初任者から所長に至るまでの階層別研修や、乳児保育、障がい児保育等の専門研修を行います。また、同和問題をはじめとする人権問題啓発のための研修を実施し、人権を大切にすることを育てる保育の推進に努めます。 ○届出保育施設等職員に対する研修 施設安全管理・事故防止、児童虐待防止等に関する研修を実施し、専門的知識及び指導技術の向上を図ります。 ○幼稚園教員に対する研修 公立幼稚園教員に対して幼稚園教育要領に基づいた研修を行います。 私立幼稚園教員に対して教員の育成指標に基づく研修を実施し、幼稚園教員としての専門性及び実践的指導力の向上及び教員としての自覚と使命感の涵養に資する内容の充実を図り、教員の資質・能力の向上を促進します。	子育て支援課 私学振興課 義務教育課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
苦情解決体制	保育所に対し、苦情解決の責任者や担当者を設置し、利用者からの苦情解決に努めるとともに、第三者委員を設置して苦情解決の客観性の確保に努めよう助言・指導します。 保育所内での解決が困難な問題については、福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会において対処します。	子育て支援課
第三者評価事業の推進	保育所のサービス内容を第三者機関が客観的に評価する制度を推進し、利用者が保育所を選ぶ際の判断に役立てるとともに、保育所が評価されることによるサービスの質の向上に努めます。	子育て支援課
待機児童対策協議会の設置	待機児童の解消を図るため、市町村等との協議会を設置し、待機児童や保育士確保に係る課題を共有し、広域的な取組や支援策の検討を行います。	子育て支援課

◇ 福岡県保育士就職支援センター ◇

「福岡県保育士就職支援センター」では保育現場を離れている潜在保育士の復帰を支援しており、保育に精通したコーディネーターが就労相談や希望条件に合う保育所などの紹介・あっせんを実施しています。

福岡県保育士就職支援センター
TEL 092-582-7955
MAIL office@fphk.jp

〒816-0804 春日市原町3-1-7
福岡県総合福祉センター
(クローバープラザ東棟6階)
公益社団法人 福岡県保育協会内

支援センターの業務内容

- 希望条件に合う保育施設との調整
- 保育士資格の取得等に関する相談
- 保育士体験研修の調整 など

また、2019(平成31)年1月に開設した保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」は、パソコンやスマートフォンから求人情報を検索でき、面接の申し込みも可能。利用料無料で、希望に合う園探しをサポートしています。



子どもたちが待っています。
保育のプロを待っています。

働きたい保育士さんの就業支援サイト
ほいく福岡
求職登録 募集中!
ほいく福岡 検索

<https://www.hoiku-fukuoka.jp/>



3 放課後等の子どもの居場所づくり

【現状と課題】

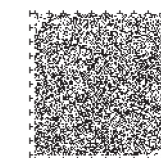
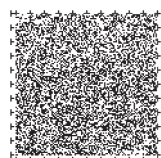
- 女性の就労拡大等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は増加しています。
- 増大する保育所入所児童が小学校就学後、放課後等に安全で安心して過ごせる生活の場を確保するため、地域のニーズに応じた放課後児童クラブの整備や運営の支援が必要です。
- また、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる子どもの居場所づくりも必要です。

【施策の方向】

- 地域のニーズに応じた放課後児童クラブの整備や運営を支援するとともに、放課後児童支援員の認定・養成を行います。
- 地域の実情に応じた放課後等の子どもの居場所づくりを支援します。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童を放課後や夏休み等の長期休暇に、専用施設や小学校の余裕教室等で預かり、放課後児童支援員を配して、適切な遊びや生活の場を提供するものです。 市町村と連携し、利用児童の増加など地域の状況に応じた施設の整備を進めるとともに、障がいのある子どもの受入れの促進等、地域の実情に応じた運営の充実に向けて支援します。 また、全ての児童を対象としたアンビシャス広場や地域学校協働活動事業における放課後等の取組との連携を図ります。	青少年育成課
放課後児童支援員の認定・養成	子ども・子育て支援新制度により、放課後児童クラブの職員の資格として制度化された放課後児童支援員を認定・養成するための研修を行います。 また、専門的な知識及び技術を習得するための「放課後児童支援員資質向上研修」を実施します。	青少年育成課
アンビシャス広場	放課後等に子どもたちが気軽に立ち寄り、友だちと自由に遊んだり、多彩な体験活動をするなど、自由な発想で思い思いに過ごすことができる子どもの居場所を提供するものです。 市町村と協力して、地域の実情に応じた放課後等の子どもの居場所づくりを進めます。	青少年育成課
児童館・児童センター	地域における児童の健全育成の拠点(居場所)として、市町村が定める整備計画に基づき、施設整備を行います(柱6-2-2に再掲)。	子育て支援課
地域学校協働活動の推進	学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動(学校支援・学習支援・体験活動)を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えます(柱6-2-2に再掲)。 ○ 学校支援・学習支援による、子どもの学力向上 ○ 地域人材の協力を得て学校支援を実施することで、教師の働き方改革を推進し、教師が子どもと向き合う時間を確保 ○ 地域全体で子どもを育てる仕組づくりと地域における人づくり・絆づくり ○ 放課後等における学習支援・体験活動の実施による、安全安心な放課後の居場所づくりと子育て世代の働きやすい環境づくり	社会教育課



4 地域における人材育成とネットワークづくり

【現状と課題】

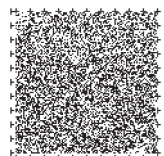
- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を行う者や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と質の向上は、県の役割の一つとされています。
- 新制度の下での子育て支援充実のため、人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験・職業経験があり地域での子育て支援の仕事に関心を持つ人材の養成と効果的な活用が重要です。
- 近年の少子・高齢化や都市化、核家族化の進行により、地域の教育力の低下が指摘されています。育児不安、しつけへの自信喪失など、家庭の教育力の低下も懸念されています。
- 子育てに関する悩みや不安を持つ親を支援するため、子育て支援関係者の連携やネットワークの構築、子育てグループや子育てに関するイベントなどの情報を提供できる環境づくりが必要です。

【施策の方向】

- ふくおか子育てマスター制度を推進します。
- 子育て支援員の養成を行います。
- 子育て支援関係者が交流・学習できる場を提供します。
- ウェブサイトの活用により、子育てに関する情報提供や子育て支援関係者のネットワーク構築を行います。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
ふくおか子育てマスターの養成	豊かな知識や経験を持つ高齢者を対象に、子育て支援に関する研修（ふくおか子育てマスター認定研修）を実施し、地域の子育て支援の現場での活躍促進を図ります。	子育て支援課
子育て支援員の養成	幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な知識・技術を習得するための子育て支援員認定研修を行います。	子育て支援課
家庭教育・子育て支援に関するフォーラムの開催	家庭教育・子育て支援者や団体を対象に、関係者等の学習交流の場と機会を提供し、関係者同士のネットワークを広げ、その活性化を図ります。	社会教育課
Webサイトによる家庭教育・子育て支援に関する情報提供	インターネットを活用した家庭教育・子育て支援情報の収集・提供・相談及び関係者のネットワークの構築により、きめ細かな家庭教育・子育ての支援を図ります（柱6-2-1に再掲）。	社会教育課



◇ ふくおか子育てマスター ◇

○ふくおか子育てマスターとは

高齢者の皆さんが持つ豊かな知識や経験を活かして「子育て支援の分野」で活躍いただくための福岡県独自の制度です。



○マスターになるには

本県在住で子育て支援活動に意欲のある60歳以上の方を対象とした「マスター認定研修」（計7日間、30時間）を受講して修了した方に、認定証を交付し、マスターに認定しています。

○こんなところで活躍しています

地域の子育て現場で子育て支援者として活躍しています。人で活動している方、地域のグループに所属して活動している人など、さまざま。活動場所も、保育所、幼稚園、小学校、公民館など多岐にわたります。



ふくおか子育てマスター

検索

<http://fukuoka-kosodate.com/>

◇ ふくおか子育てパーク ◇

「いつでもどこでも気軽に」子育てについて学習したり、相談したり、身近な情報入手することができるように、ウェブサイト「ふくおか子育てパーク」を開設しています。



「ふくおか子育てパーク」の特徴

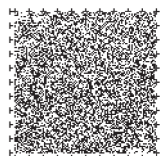
- 外出しにくい親への子育てに関する学習機会の提供の場として「子育てWEB講座」
- 利用者・執筆者同士で相互交流ができるようにブログ機能を付加した「子育てコラム」
- その他「講座・イベント情報」、「子育て川柳」、「食のおススメ掲示板」など豊富なコンテンツ

子育てに関する情報はコチラから！

ふくおか子育てパーク

検索

<http://www.kosodate.pref.fukuoka.jp/>



5 子どもを生み育てるための経済的負担の軽減

【現状と課題】

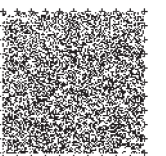
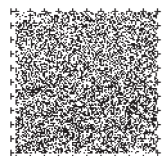
- 不妊治療については、経済的負担が大きいため、負担を軽減する支援が求められています。
- 「県民意識調査」によると、少子化対策に必要な施策として県に求めるものは、「子育てをしている家庭への経済的な支援の充実」（32.7%）が最も多く、子どもを健やかに生み育てるために期待する施策としては、「子育てのための経済的支援の拡充」（38.8%）が最も多い回答となっています。
- また、同調査では、子育ての悩みや不安の内容についても、「子どもの教育費や稽古ごとなどにお金がかかる」（37.7%）が最も多い回答となっています。
- 我が国の高校進学率が9割を超えている中で、保護者の経済的理由により高校進学をあきらめたり、中退したりせざるを得ない生徒に対し経済的支援を行うことは、教育の機会均等を確保する上でも重要な課題です。
- 小児・AYA世代のがん患者は、公的な介護支援制度がなく、在宅療養生活における家族の身体的、経済的負担が大きいとされています。

【施策の方向】

- 不妊治療費の経済的負担の軽減を図ります。
- 児童手当を支給します。
- 幼児教育・保育の無償化により、未就学児の子どもの保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 子どもの医療費の一部を助成するとともに、ひとり親家庭の医療費についても助成を行います。
- 学ぶ意欲がある生徒が経済的理由で修学を断念することがないよう、高等学校等就学支援金の支給、高校生等奨学給付金の支給、高等学校奨学金の貸与により、教育費負担の軽減を図ります。
- 多子世帯やひとり親家庭の県営住宅入居決定の際に、優遇措置を設けます。
- 小児・AYA世代のがん患者の在宅療養を支援するため、介護サービスに係る費用の一部を助成します。

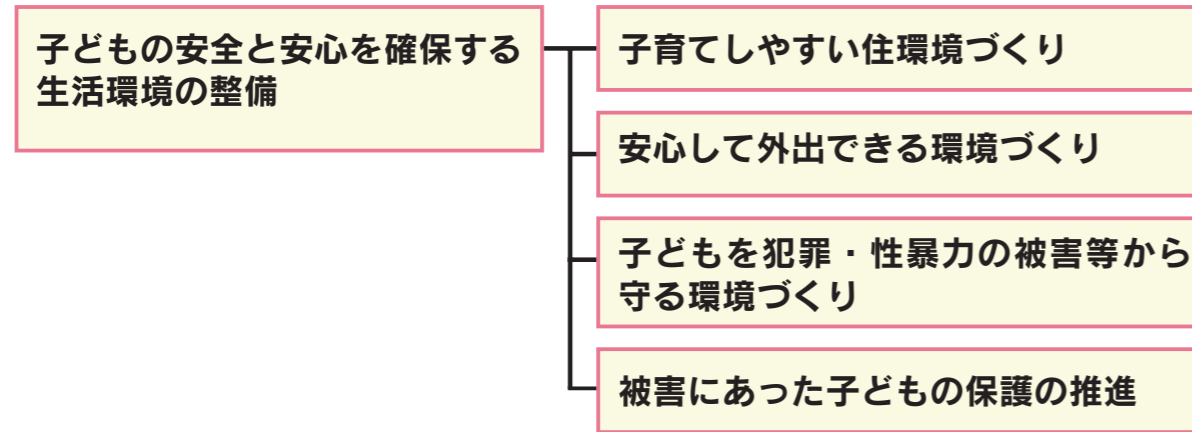
【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
不妊に悩む方への特定治療支援事業	医療保険適用外の高額な治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童に支給されます。	児童家庭課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に支給します（柱7-3-3、柱7-4に再掲）。	児童家庭課
子どもの医療費に対する助成	子どもの医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ります（柱3-2に掲載）。	児童家庭課
ひとり親家庭等の医療費に対する助成	ひとり親家庭の親子、父母のいない子どもを対象に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の健康の増進、生活の支援を図ります（柱7-3-3に掲載）。	児童家庭課
幼児教育・保育利用に要する保護者の実費負担への補助	特定教育・保育施設等に対し、保護者が支払う実費について、低所得者等を対象にその費用の一部を補助します。	子育て支援課 私学振興課
幼児教育・保育の無償化の実施	幼児教育・保育の負担軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料を無償化します。また、0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化します。	子育て支援課 私学振興課 義務教育課
高等学校等就学支援金	高等学校等に通う生徒の授業料に充てるため、年収約910万円未満世帯の生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給します。私立高等学校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒に対しては、就学支援金を加算して支給します。（柱6-1-4、柱7-4に再掲）。	財務課 私学振興課
高校生等奨学給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します（柱6-1-4、柱7-4に再掲）。	財務課 私学振興課
高等学校奨学金事業	経済的理由により修学が困難な生徒への奨学金等の貸与を行います（柱6-1-4に再掲）。	高校教育課
県営住宅におけるひとり親世帯、多子世帯の入居決定に際しての優遇措置及び新婚・子育て世帯の優先入居	県営住宅の入居決定の際、抽選方式では、ひとり親世帯や多子世帯に対し抽選番号を2つ割り当て（連番）、倍率の優遇を図るほか、新婚・子育て世帯に対しては優先枠を設定します。住宅の困窮度を点数化し、点数が高い世帯から優先的に入居者を決定する方式（ポイント方式）では、ひとり親世帯、多子世帯に対しても点数を付与し、優先的な入居を図ります（柱5-1、柱7-3-1に再掲）。	県営住宅課
小児・AYA世代のがん患者の在宅療養の支援	小児・AYA世代のがん患者に対して介護サービスに係る費用の一部を助成し、患者及び家族が安心して地域で療養生活をおくることのできる環境を整備します。	がん感染症疾病対策課



施策の柱5 子どもの安全と安心を確保する生活環境の整備

【施策体系】



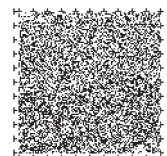
1 子育てしやすい住環境づくり

【現状と課題】

- 子育て世帯の所得の減少などを背景に、子育て世帯が住宅を取得しづらい現状があります。また「住宅・土地統計調査」（2018（平成30）年）によると、空き家の数は32万9千戸と5年前より1万2千戸増加しており今後も増え続ける見込みです。こうしたことから、空き家を社会的ストックと捉え、若い世代への資産移転を促し、循環利用されるための取り組みが必要です。
- さらに、核家族やひとり親世帯の増加、少子高齢化の進行といった現状があり地域コミュニティの希薄化等により地域において子育てや家族を支える力が弱くなっていることから、子育てに関する世代間の支援が必要な状況があります。
- 住宅確保要配慮者とされる子育て世帯への公的賃貸住宅を中心とした住宅セーフティネットの充実、三世代同居や近居など子育て世帯が求める住宅の確保や取得の支援、子育てに適した住宅の情報を入手できる環境整備、乳幼児や妊産婦に配慮した良好な居住環境の確保が求められています。

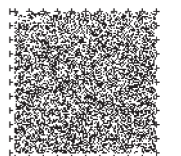
【施策の方向】

- 多子世帯やひとり親家庭の県営住宅入居決定の際に、優遇措置を設けます。
- 「福岡県住生活基本計画」に基づき、子育て世帯等への優良な住宅の整備、バリアフリー化の促進、三世代同居・近居のために必要なリノベーション工事の支援、住情報の提供、住宅相談などを行います。



【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
県営住宅におけるひとり親世帯、多子世帯の入居決定に際しての優遇措置及び新婚・子育て世帯の優先入居	県営住宅の入居決定の際、抽選方式では、ひとり親世帯や多子世帯に対し抽選番号を2つ割り当て（連番）、倍率の優遇を図るほか、新婚・子育て世帯に対しては優先枠を設定します。 住宅の困窮度を点数化し、点数が高い世帯から優先的に入居者を決定する方式（ポイント方式）では、ひとり親世帯、多子世帯に対しても点数を付与し、優先的な入居を図ります（柱4-5に掲載、柱7-3-1に再掲）。	県営住宅課
住情報の提供、バリアフリー化の促進	住宅相談や研修会等の実施による三世代同居や近居に適した住宅支援制度などに関する情報提供のほか、「段差の解消」「広い廊下」「手すりの設置」等のバリアフリー化といった乳幼児や妊産婦に配慮した住宅の普及促進のためのバリアフリーアドバイザー派遣などに努めます。	住宅計画課
室内ホルムアルデヒド濃度簡易計測器の貸出	（一財）福岡県建築住宅センターにおいて、シックハウス症候群の原因となる化学物質の測定器の貸し出し（有料）を実施しており、その情報提供に努めます。	住宅計画課
子育て支援型改善事業	県営住宅の建替時に子育て世帯のライフスタイルに合った整備を進めています。既存団地においても、子育て世帯が安心して子どもを育てることができる住環境を確保することを目的として、既存住戸をリフォームすることにより子育て世帯の支援に取り組みます。	県営住宅課
三世代対応など住宅の建設・購入に対する支援	良質で耐久性に優れた木造住宅の建設・購入を支援する制度において、三世代同居や近居のために必要な面積や室数及びバリアフリー等の仕様を備えた住宅を優遇して、子育てしやすい住環境づくりの普及に取り組みます。	住宅計画課
県民ニーズを踏まえた三世代同居・近居の促進	多世代居住を推進するため、若年世帯・子育て世帯が親世帯と同居・近居するために必要なリノベーション工事の支援に取り組みます。	住宅計画課



2 安心して外出できる環境づくり

【現状と課題】

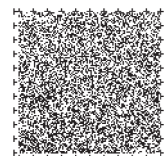
- 妊産婦、乳幼児連れの方が外出する場合、歩道の段差や建物の出入口、階段、駐車場の状況等によって移動が不便であったり、施設が使いなかつたりして困ることがあります。このような障壁（バリア）を取り除いて誰もが安心して外出し、施設を利用したり、社会活動に参加したり、自然とふれあつたりできるよう、道路、公共交通機関、建築物、公園等のバリアフリー化の推進が必要です。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」（バリアフリー新法）や「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、環境整備を図るとともに、施設のバリアフリー整備状況の情報提供や、妊産婦などに配慮したまちづくりについて理解を深めるための啓発活動に取組むことにより、ソフト・ハードの両面から一体的なバリアフリー化を進めていく必要があります。
- 安全・安心に利用することができるだけでなく、子育て家庭の多くが交流することができる環境の整備に努めることも必要です。
- 段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を行うことが効果的です。また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる指導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度から分析し、事故の発生要因に応じた効果的な事故防止対策を策定することが必要です。
- 子どもを交通事故から守るため、交通ルール教育やヘルメットの着用などの自転車の安全利用の促進や、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るための取組を進めることも必要です。また、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路などの安全確保を進めることが必要です。

【施策の方向】

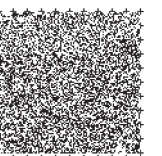
- 主要な旅客施設と公共施設等を結ぶ道路のバリアフリー化、建築物のバリアフリー化を進めます。
- 県営公園のバリアフリー化、河川の水辺にアプローチしやすい環境整備、商店街の安全・安心で快適な買い物環境づくり等に努めます。
- 交通安全対策として、通学路の歩道整備、バリアフリー対応型信号機への改良等を進めます。また、保育所等の園外活動時の安全確保を図ります。
- 交通安全教育にあたる指導者の育成を図るとともに、様々な交通安全教育を実施します。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
歩道空間のバリアフリー化	鉄道駅、バスターミナル等の主要な旅客施設と公共施設及び福祉施設等を結ぶ道路について、歩道の拡幅・段差解消、勾配改善、視覚障がい者用誘導用ブロックの設置等を行います。	道路維持課
通学路の歩道整備	小学校などに通う児童が利用する通学路において、歩道整備等の交通安全対策を行います。	道路維持課
信号機の設置と改良	歩行者の安全な道路横断を確保するため、信号機が設置がされていない横断歩道では、必要により押ボタン式信号機の設置、又は道路標識・標示の高輝度化を推進するとともに、既設信号機については、必要により、歩車分離式信号、経過時間表示機能付き歩行者用灯器及び音響式付加信号（音の出る信号機）等のバリアフリー対応型信号機への改良等を行います。	交通規制課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
自転車通行空間の整備	自転車の安全で快適な通行を実現するため、交通状況に応じて、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された道路環境を整備します。	道路維持課
保育所等の園外活動時の安全確保	市町村、関係機関と連携し、ハード、ソフト両面の対策を具体化し、ガードレールの設置や集団移動経路の見直しなど、必要な対策を講じていきます。	生活安全課 私学振興課 子育て支援課 障がい福祉課 道路維持課
防犯環境設計の普及	道路、公園、駐車（輪）場や共同住宅等における犯罪をなくすため、防犯環境を改善するための具体的手法を示した「防犯環境指針」の普及を図ります（柱 5-3 に再掲）。	生活安全課 生活安全総務課
福祉のまちづくり	「福岡県福祉のまちづくり条例」において、建物等について誰もが安全で快適に利用できるような整備の基準を定め、施設のバリアフリー化を推進します。 福祉のまちづくりに関する普及・啓発に努め、県民の意識の向上を図ります。 「ふくおか・まごころ駐車場」制度により、妊産婦や障がいのある人、高齢者など、車の乗り降りや異動に配慮が必要な方が、公共施設や商業施設等の障がい者等用駐車場を安全・安心に利用できるような支援します（柱 7-5-1 に再掲）。	障がい福祉課
不特定かつ多数が利用する建築物のバリアフリー化	「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、必要な情報の提供や技術的な助言を行うことで、不特定かつ多数の者が利用する建築物のバリアフリー化に努めます。	建築指導課
県営公園のバリアフリー化	新たに整備を進めている県営公園については、「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき整備を進めています。 また、既存の県営公園についても、条例に基づきバリアフリー化を進めており、今後も施設の改修にあわせて適切に行います。	公園街路課
多くの人がふれあえる水辺環境の創出	河川が有する自然環境や魅力ある景観を活かし、水辺にアプローチしやすい緩傾斜護岸や遊歩道を整備するなど、親水性の確保を行うことにより、安心して河川を訪れ、自然とふれあえる水辺環境を創出します。	河川整備課
商店街の安全・安心で快適な買い物環境づくり	商店街や商工会議所、商工会等が行う安全・安心で快適な買い物環境づくりのための施設整備や、賑わい創出のためのイベント、空き店舗の活用など、商店街の活性化に向けた取組みを支援します。	中小企業振興課
「子育て応援の店」推進事業	社会全体で子育てを応援する気運を高めるため、18歳未満の子育て家庭を対象に、様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大や「子育て応援パスポート」及び「子育て応援パスポートアプリ」の利用促進を図ります（柱 4-1 に掲載）。	子育て支援課
交通安全教育指導者の拡充	県、関係機関・団体と連携して、地域における交通安全教育指導者の育成に努め、交通安全教育の普及促進を図ります。	交通企画課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
ふっけい安心メール等による地域安全情報の提供	県民の犯罪被害防止及び地域における自主防犯活動を推進することを目的に、地域安全情報を配信します。	生活安全総務課
子どもの安全を守るための広報啓発の推進	県民を対象とした啓発イベントを開催し、社会全体で子どもの安全を守る気運の醸成を図ります。 教育庁等と連携し、子どもを対象に参加・体験型防犯教室を行い、危険予測・回避能力を向上させる防犯教育を推進します。 子どもの犯罪被害防止に関する防犯対策について県警ホームページで配信します。	生活安全総務課
「女性と子どもの安全をみまもる企業運動」の推進	性犯罪防止の県民運動に参画する企業を募集し、県及び県警が企業活動の支援を行うことにより、企業の性犯罪抑止活動を促進し、社会全体の性犯罪撲滅の気運の醸成を図ります。	生活安全課
登下校防犯プランに基づく子どもの犯罪被害防止対策の推進	子どもの犯罪被害を防止するため、政府が決定した登下校防犯プランに基づき、 ① 地域における連携の強化 ② 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善 ③ 不審者情報等の共有及び迅速な対応 ④ 多様な担い手による見守りの活性化 ⑤ 子どもの危険回避に関する対策の促進について推進していきます。	義務教育課 生活安全総務課
性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育の実施	性暴力根絶条例第11条に基づき、性暴力根絶等に関する教育活動を実施するため、学校等に専門家等（アドバイザー）を派遣します。	生活安全課
交際相手からの暴力（デートDV）防止対策の推進	中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力防止に関するリーフレットを作成・配布するとともに、希望する学校に講師を派遣し、啓発を行います。	男女共同参画推進課
学校安全総合支援事業	市町村を中心とした学校安全に組織的に取り組む地域（以下、モデル地域）を指定し、モデル地域の研究成果を県内に普及します。 1 県教委の取組 ○福岡県学校安全推進委員会の設置 ○成果物の作成と普及 2 モデル地域の取組 ○実践委員会の設置 ○拠点校を中心としたモデル地域全体での学校安全の取組の向上 3 拠点校の取組 ○カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた安全教育の充実 ○PDCAサイクルに基づく検証・改善 等	義務教育課

◇ あんあんネットふくおか ◇ (あんあんメール・ふっけい安心メール)

○「あんあんネットふくおか」とは？ <http://www.anzen-fukuoka.jp/an2net/>
 高地域防犯活動団体がインターネット上で交流するための広場で、「福岡県の安全・安心まちづくり」ホームページ上にあります。防犯活動をしていない方でも閲覧は可能で、メールによる情報提供機能も備えています。

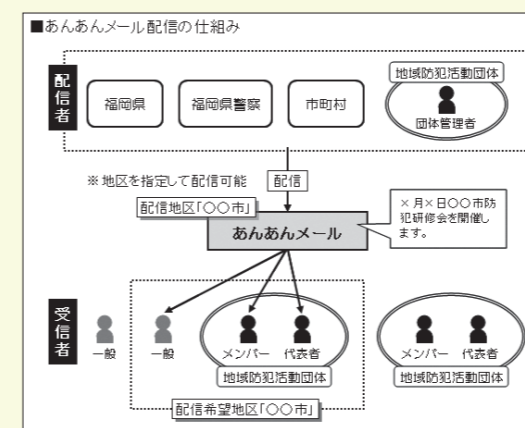
■地域防犯活動団体紹介
 県内の地域防犯活動団体の情報を紹介しています。また、各団体は、イベント情報や活動状況等を発信できます。

■団体交流広場
 インターネット上で意見交換のできる電子掲示板です。団体のメンバーは、日頃の活動の悩みや課題、それに対する助言などを掲示板に書き込むことができます。閲覧は誰でも可能です。

□あんあんメール
 県、県警察、市町村からの地域活動支援情報や、地域防犯活動団体からのお知らせ、安全・安心まちづくりに関するイベント情報等をメール配信します。

□ふっけい安心メール(福岡県警察メール配信システム)
 県警察(警察本部・警察署)が、事件・不審者情報などの地域の安全に関する情報をメール配信します。

※「あんあんメール」と「ふっけい安心メール」の配信の仕組みと、メール配信登録画面は共通です。



配信登録はこちらから!

福岡県警察マスコット「ふっけい君」

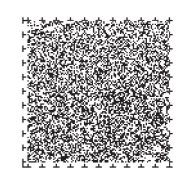
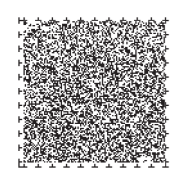
二次元バーコードでアクセスできない方は、下記のURLを入力してアクセスしてください。
<http://www.anzen-fukuoka.jp/qr/user/index.html>
 パソコンの方はこちらから
<http://www.anzen-fukuoka.jp/an2net/user.php>

防犯アプリみまもっちのダウンロード

ふっけい安心メールの内容をアプリでも気軽に確認出来ます。事案情報のほかに防犯対策について学べる機能や防犯ブザー機能等便利な機能がたくさんあります。詳しくは県警HPより御確認下さい。

みまもっち 検索

○グループメール
 地域防犯活動団体がメンバーが、同じ団体のメンバーだけに一斉にメールを配信することができます。団体内の連絡に活用できます。



4 被害にあった子どもの保護の推進

【現状と課題】

- 凶悪事件や性犯罪、いじめなどの被害を受けた子どもは、心身ともに深く傷つき、自殺やPTSD（心的外傷後ストレス障害）の発症など深刻な事態を招くことが少なくありません。
- 行政・学校・警察などにおける相談体制の充実やカウンセリングの実施などによる、心のケアを始めとした支援体制を充実させるとともに、必要に応じて医療機関や児童相談所などの関係機関との連携を深めることにより、被害を受けた子どもに対する総合的な支援を講じる必要があります。

【施策の方向】

- 行政・学校・警察などにおいて、相談体制を整備し、カウンセリング、付添いなどを行うとともに、支援者の養成を行います。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
少年相談	警察署や少年サポートセンターにおいて、警察官や少年育成指導官等による少年相談活動を推進します（柱4-1に掲載）。	少年課
被害少年に対する立ち直り支援	被害少年の早期救出・保護を図るとともに精神的なダメージを軽減するための指導、助言、カウンセリング等を行います。	少年課
福岡犯罪被害者総合サポートセンター	犯罪等による被害を受けた被害者等に対する、精神的ダメージの軽減、損害回復、立ち直り等を支援するため、電話相談、支援機関等の紹介、面接・カウンセリング、支援員による付添支援等を実施します（柱7-1-3に再掲）。	生活安全課
犯罪被害者等に対する支援の充実・強化	被害者等が必要な支援を受けられるよう、支援等に携わる各種団体職員の対応能力の向上と二次的被害の防止などを行うため、支援者向け手引きのHP掲載や担当職員向け研修を実施します。	生活安全課
性暴力被害者支援センター・ふくおか	性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けられることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において被害者の早期回復に向けた支援を実施します。	生活安全課
教育相談	教育相談機関等のネットワークの強化や学校・市町村の相談機能の向上を支援します。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。 子どもや保護者等の電話による教育相談に対し24時間体制で対応します（柱3-4、柱4-1に掲載、柱6-3-1に再掲）。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課

◇ 子どもの性被害対応 ◇

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」では、性暴力被害にあった子どもからの相談に対応するため、相談体制の充実を図ります。

○ SNS等インターネットを活用した相談手法の導入

1人でも多くの被害者が相談につながるよう、若年層に普及しているインターネットを使った相談について、2020（令和2）年度から試行実施します。

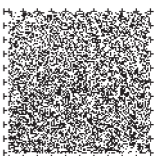
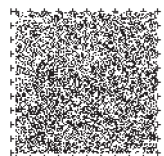
○ プレイセラピールームの設置

同センターに併設して、遊戯療法（※）が実施できるプレイセラピールームを設置し、子どもの被害に精通した専門家（心理職）による相談体制を整備します。

※遊戯療法…遊びを通して感情や葛藤を表現し、他者との信頼関係を構築したり、自信を回復したりすることで、情緒的な安定を図るもの。

性暴力被害者支援センター・ふくおか

福岡県・福岡市・北九州市が設置した性被害に関する相談窓口です。
電話や面接相談、病院の付添いなど総合的な支援を行っています。
【受付時間】24時間・365日（年中無休）
【電話】092-762-0799



施策の柱6 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

【施策体系】

子どもの健やかな成長のための
教育環境の整備

子どもの生きる力の育成

家庭や地域における教育力の向上

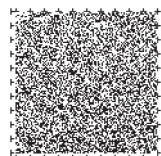
子どもの健全育成の推進

1 子どもの生きる力の育成

【現状と課題】

- これからの社会が、どんなに予測困難になっても自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動する子どもたちを育成するためには、確かな学力を身に付けさせ、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性を育む学校教育の充実が重要な課題となっています。
- 国の「全国学力・学習状況調査」（2019（令和元）年度）では、本県公立小・中学校の児童生徒の平均正答率は、小学校国語は全国を上回り、算数は全国と同等となっています。中学校は、国語、数学とも全国を下回っています。
- 科学技術の発展、グローバル化や情報化など変化の激しい社会において、これからの社会を支える意志と実践力を持った子どもの育成が求められます。
- 変化の激しい社会の中で、子どもが希望をもって、自立的に自分の未来を切り拓いていくためには、変化に対応していく力と態度を育成することが重要であり、仕事を通して生きることを意識を考えさせ、社会で自立していく力を身に付けるためのキャリア教育、職業教育が求められています。
- 本県の子どもの体力は、向上傾向にあり、国の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（令和元年度）では、本県の小・中学校の男女とも体力合計点が全国平均値を上回っていますが、運動をする子どもとそうでない子どもの二極化が見られるなどの課題もあります。
- 運動部活動における子どもたちの多様なニーズに適切に対応するため、専門的な技術指導力を有する指導者の確保が課題となっています。
- 我が国の高校進学率が9割を超えている中で、保護者の経済的理由により高校進学をあきらめたり、中退したりせざるを得ない生徒に対し経済的支援を行うことは、教育の機会均等を確保する上でも重要な課題です。
- 学校現場における様々な課題に対応していくため、幅広い視野を持ち、実践的指導力のある人材を確保していく必要があります。
- 県立学校施設は、今後20年間で更新時期を迎える築30年以上の建物が全体の約6割を占めています。そのため適切な維持管理や長寿命化改修等を計画的に実施することによって、施設機能の回復・向上、バリアフリー化、教育内容への対応を計画的に行っていく必要があります。

- 平成30（2018）年度以降の学校におけるICT環境の整備目標が国から示されていますが、本県は整備が遅れている状況です。そのため国が目標としている水準のICT環境を整備する必要があります。



【施策の方向】

- 学力調査等により課題を明確にし、市町村教育委員会へ学力向上に有効な施策を提供します。
- 小・中学校の児童生徒の基礎基本を含む活学力の向上を図ります。
- 子どもたちの自立性や協調性、社会性、命を大切に作る心などを育む体験活動を推進します。
- 家庭や地域における子どもの読書活動や学校全体での日常的な読書活動を推進します。
- 望ましい勤労観や職業観、職業に対する知識や技能を身に付け、目的意識を持って主体的に進路選択ができるよう、職場体験など体験的な学習を重視し、キャリア教育の充実を図ります。
- 児童生徒のスポーツへの動機づけ、習慣化を図り、指導者の資質向上等に努めます。
- 学ぶ意欲がある生徒が経済的理由で修学を断念することがないように、高等学校等就学支援金の支給、高校生等奨学給付金の支給、高等学校奨学金の貸与により、教育費負担の軽減を図ります。
- 優秀な教員を採用していくため、採用試験の工夫改善、大学等と連携した教員養成の充実に努めます。
- 「福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、適切な維持管理や長寿命化改修等を計画的に実施することによって、施設機能の回復・向上、バリアフリー化、教育内容への対応を図ります。
- 国が目標としている水準のICT環境整備に努めます。

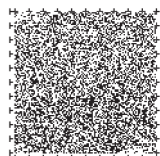
【具体的な施策・事業】

（1）確かな学力の向上

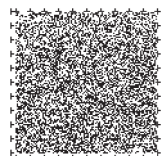
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
ふくおか学力アップ推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡県学力向上検証委員会の開催 学力・学習状況調査結果を分析し、「学力検証結果報告書」を作成して市町村や学校に配布します。 ○学力向上推進強化市町村への支援 学力の基礎・基本や活学力の改善を図る取組が特に必要な市町村を県が強化市町村に指定して支援します。 ○非常勤講師の派遣 学力の基礎・基本や活学力の改善を図る少人数・習熟度別指導のため、強化市町村に非常勤講師を派遣します。 	義務教育課
学習ボランティア派遣事業	福岡県立大学において、学生を筑豊地域の市町村等が行う補充学習に派遣し、小学生・中学生の学習支援を行うことで、子どもの学力向上を図ります。	政策課

（2）豊かな心の醸成

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
通学合宿	小学生を対象とした通学合宿を実施し、基本的な生活習慣づくりのきっかけとするとともに、集団生活の中で子どもたちの日常生活技術や自発性、協調性を育みます。	社会教育課



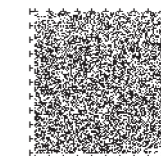
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所等と小学校との連携強化	幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方や幼稚園の役割などについて情報提供を行うとともに、幼稚園等・小学校の合同研修の実施などを促進します（柱4-2に掲載）。	子育て支援課 私学振興課 義務教育課
未来を切り拓く人材育成事業	学校が生徒と地域の課題等を地域と共有し、生徒たちに求められる資質・能力を育成する取組を地域の人的・物的資源を活用しながら実施することで、生徒たちの社会的・職業的自立につなげます。	高校教育課
世界に挑む人材育成事業	海外の高校への留学経費の支援を行い海外留学を促進するなど、世界に挑む志を持ち、国際社会の発展に寄与する意欲や態度を養うための取組を実施し、将来、世界を舞台に活躍し、国際社会の持続的発展を支える優れた人材を育成します。	高校教育課
国際的視野を持つ青少年の育成	<p>○世界に打って出る若者育成事業 県内の高校・大学等が主催する優れた海外研修プログラムに助成することで、青少年の海外体験を支援します。</p> <p>○アンビシャス外国留学支援事業 国際的に活躍する人材を育成するため、外国の大学（正規課程）に留学する県内の高校生等に奨学金を交付します。</p> <p>○青少年アンビシャスの翼事業 県内の青少年を海外の国際ワークキャンプに派遣し、海外の青少年と寝食を共にしながら、海外で現実に起きている課題に対し、多様な国の人々と協働し、自ら考え乗り越えていくことで、国際力を身につけた21世紀を担う、たくましい青少年を育成します。</p> <p>○福岡県グローバル青年の翼事業 県内の青年を躍動するアジア諸国に派遣し、国際的視野を持つ、地域における青年リーダーを育成します。</p> <p>○日本の次世代リーダー養成塾事業 世界に伍して活躍できるリーダーを育成するために、全国の高校生を対象に13泊14日の合宿を実施。教養、ビジネス、国際、各種演習など多彩な講義を行う。</p>	政策課 青少年育成課
子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実	<p>次代を担う子どもたちが地域の特色ある文化芸術に触れる機会の充実を図ります。</p> <p>○ふくおか県民文化祭（子ども文化事業） 子どもの文化活動の発表の場や芸術鑑賞の機会を提供し、子どもの文化活動の充実を図ります。</p> <p>○舞台芸術感動体験事業 子どもたちに最高の舞台における質の高い本物の芸術を鑑賞する機会を提供します。</p>	社会教育課
福岡県子ども読書推進計画	<p>4つの基本指針に沿って、子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、自主的な読書活動ができるような環境の整備を推進します。</p> <p>① 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進 ② 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実 ③ 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化 ④ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及</p>	社会教育課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
少年健全育成活動	柔剣道合宿を行い、訓練や参加少年同士交流・交歓活動等を通じて目標を持った「志」のある少年の育成を図ります。	少年課
スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動	プロスポーツ組織と連携・協力した「人権・スポーツ教室」を開催し、プロスポーツ選手による人権講座を実施する等により、体罰や暴力、いじめを許さないといった機運の醸成を図ります。	人権・同和対策局調整課
社会人講師の積極的な活用	産業界の実践に基づく知識や熟練した技術・技能を直接生徒に指導する社会人講師を授業や特別活動などで積極的に活用します（柱1-1に掲載）。	高校教育課
高校生キャリア教育推進事業	高校生に適したインターンシップやジョブシャドウイングなどの就業体験を実施し、生徒のキャリア教育の充実を図ります（柱1-1に掲載）。	高校教育課
資格等の取得向上	各種認定資格や本県の技術認定制度である福岡県高等学校職業教育技術認定制度による資格等の取得向上に努め、生徒の知識・技術の向上を図ります（柱1-1に掲載）。	高校教育課

(3) 健やかな体の育成

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
子どもの体力向上に係る取組の充実	発達段階に応じた児童生徒の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図るとともに、体力向上を目的とした総合的な事業を推進します。	体育スポーツ健康課
部活動指導員配置事業	<p>学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する部活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員を配置することにより、学校における部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図ります。</p> <p>中・高等学校の適切な運動部活動の運営や魅力ある運動部活動の実現のために、生徒理解に基づく指導法やスポーツ医・科学に立脚した指導法等に関する研修を行うことにより、指導者の資質向上に努めます。</p> <p>地域に開かれた運動部活動を実現し、地域の施設や指導者などの資源を相互活用するなど、学校・家庭・地域の一層の連携を推進します。</p>	体育スポーツ健康課
学校における食育	<p>○小・中学校での食に関する指導 児童生徒が望ましい食習慣を身につけることができるように、学校全体で食に関する指導を計画的、体系的に行うため教科等と関連させた「食に関する指導に係る全体計画」を作成し、学校における食に関する指導を充実させます。</p> <p>○栄養教諭を中心とした食に関する指導の推進校事業 栄養教諭の食についての専門性を生かし、コーディネーターとしての役割や教科等における食に関する指導法、家庭・地域との連携の仕方等の研究を行います。</p> <p>○福岡県学校給食研究指定委嘱事業 地域や各学校の実態に応じ、教科等における食に関する指導を中心としながら、栄養教諭・学校栄養職員の参画による指導、食に関する体験活動、家庭・地域との連携のあり方等について研究を深め、その成果を周知し、今後の食に関する指導の推進に生かします。</p> <p>○子どもが作る「ふくおか弁当の日」の推進 子どもが、弁当を作ることを通して、食べ物やそれらを作ってくれる人への感謝の心を養い、自己肯定感を育むなど高い教育的効果が期待できる「ふくおか弁当の日」の普及・拡大に取り組みます（柱3-3に掲載）。</p>	体育スポーツ健康課



(4) 信頼される学校づくり

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
教員の資質向上	優秀な教員を採用していくため、採用試験の工夫改善を図ります。校長のリーダーシップ、リスクマネジメント、及び教員の使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実等の資質向上を図るとともに、メンタルヘルス対策等、全教職員に対するサポート体制の充実を図ります。	教職員課 高校教育課 義務教育課
学校施設の整備	「福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、計画的な老朽対策を実施します。	施設課
高等学校等就学支援金	高等学校等に通う生徒の授業料に充てるため、年収約910万円未満世帯の生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給します。私立高等学校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒に対しては、就学支援金を加算して支給します（柱4-5に掲載、柱7-4に再掲）。	財務課 私学振興課
高校生等奨学給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します（柱4-5に掲載、柱7-4に再掲）。	財務課 私学振興課
高等学校奨学金事業	経済的理由により修学が困難な生徒への奨学金等の貸与を行います（柱4-5に掲載）。	高校教育課
学校空調の管理	学校空調について、県による管理を行うことで生徒の安全確保や、教育活動の円滑な実施を図ります。	財務課 施設課
ICT環境整備事業	普通教室等への高速大容量通信ネットワークの整備や大型提示装置の配備、さらに義務教育段階の児童生徒一人一人に端末を配備することなどにより、県立学校のICT環境の充実を図ります。	施設課

2 家庭や地域における教育力の向上

【現状と課題】

- 家庭は、すべての教育の出発点です。しかしながら、家庭を取り巻く状況は、都市化や核家族化の進展などにより家族の形態や生活様式が大きく変化し、地域的なつながりが薄れ、子育てを助けてくれる人や悩みを相談する人がいないという状況がみられます。
- 携帯電話、ゲームなどの普及や夜型生活への移行により、生活リズムが乱れた子どもが増えています。
- 子どもの生活において、異年齢の仲間や地域の大人との交流、生活体験・社会体験・自然体験などの減少が指摘されています。集団や社会、自然環境の中での経験を通して、子どもの思いやりや規範意識、目的意識とともに、豊かな人間性や社会性を育む必要があります。
- 社会教育活動の充実を図るため、社会教育関係団体の支援、連携を推進する取組が必要です。

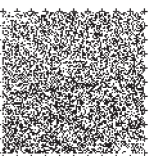
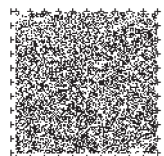
【施策の方向】

- 家庭における規則正しい生活習慣づくりの取組を推進します。
- 家庭教育に関する相談体制を整備します。
- 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動（学校支援・学習支援・体験活動）を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えます。
- 社会教育関係団体への支援、連携を強化します。

【具体的な施策・事業】

(1) 家庭教育支援の充実

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
基本的生活習慣習得事業	小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりのため、就学前児童及びその保護者等の基本的生活習慣習得のための取組を推進します（柱7-4に再掲）。	子育て支援課
家庭と連携した食育	給食だよりや献立表、保護者対象の給食試食会及び料理講習会などを通じて家庭での食育の推進が図られるよう各学校に働きかけます。 関係団体と連携し、PTA 学校給食教室や学校給食フェア等のイベントを開催し、保護者等への啓発を図ります。 朝食を食べる習慣の定着を促す「朝食いきいきシート」を県内小学校児童に配布し、学校と家庭が連携した取組を促進します（柱3-3に掲載）。	体育スポーツ 健康課
家庭教育に関する支援	家庭における規則正しい生活習慣づくりの取組等を通して、学力向上の基盤となる子どもの基本的生活習慣や学習習慣の定着を図り、もって家庭の教育力の向上を図ります。	社会教育課
家庭教育に関する相談・情報提供	○親・おや電話 保護者等を対象に家庭教育・子育て全般にわたる相談に応じる家庭教育電話相談「親・おや電話」を実施します。また、メール相談も実施しています（柱4-1に掲載）。	社会教育課
Webサイトによる家庭教育・子育て支援に関する情報提供	インターネットを活用した家庭教育・子育て支援情報の収集・提供・相談及び関係者のネットワークの構築により、きめ細かな家庭教育・子育ての支援を図ります（柱4-4に掲載）。	社会教育課

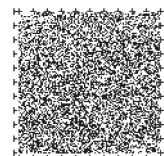


(2) 地域の教育力の向上

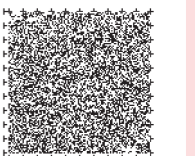
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
児童館・児童センター	地域における児童の健全育成の拠点(居場所)として、市町村が定める整備計画に基づき、施設整備を行います(柱4-3に掲載)。	子育て支援課
社会教育指導者の育成	社会教育関係団体の指導者を対象に、社会教育の推進に必要な知識・技術を習得させ、指導者の養成を図ります。	社会教育課
社会教育関係団体への助成	公共性のある適切な活動を行う社会教育関係団体を支援することにより、生涯学習・社会教育のより一層の振興を図ります。	社会教育課
高齢者による子育て支援の促進	「ふくおか子育てマイスター」(柱4-4に掲載)による子育て支援活動を促進することで、高齢者が地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。	子育て支援課
日常的にスポーツ活動が行える施設の確保と学校施設の有効活用	県立学校の体育施設を学校教育活動に支障のない範囲で開放することで、日常的に地域で利用できる施設の確保に努めます。	体育スポーツ健康課
地域学校協働活動の推進	学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動(学校支援・学習支援・体験活動)を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えます(柱4-3に掲載)。 ○ 学校支援・学習支援による、子どもの学力向上 ○ 地域人材の協力を得て学校支援を実施することで、教師の働き方改革を推進し、教師が子どもと向き合う時間を確保 ○ 地域全体で子どもを育てる仕組づくりと地域における人づくり・絆づくり ○ 放課後等における学習支援・体験活動の実施による、安全安心な放課後の居場所づくりと子育て世代の働きやすい環境づくり	社会教育課

(3) 体験活動の充実

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
地域における子どもの体験活動の支援	子どもの生きる力を育むため、生活体験、社会体験、学習活動などの地域活動の推進や、家庭・地域の教育力の向上を図る地域活動指導員を設置する市町村を支援します。	社会教育課
ちくご子どもキャンパス事業	筑後地域を学習のキャンパスと見立て、「かんきょう」「のうぎょう」「げいじゅつ」「よのなか」「ものづくり」5つの学部から成るプログラムを通して、体験し、遊び、学ぶことを目的とした事業。	広域地域振興課
都市と農山漁村の交流	農山漁村には豊かな自然空間が維持されるとともに、農山漁村に住む人々によって習得・共有・伝達される「伝統文化」が数多く存在しています。これらの貴重な地域資源を十分に活用できるように整備し、都市と農山漁村の子どもたちがこれらに触れ、相互の交流等を促進することにより、豊かな心の育成や、人間関係づくりに取り組みます。	農山漁村振興課
森林・林業体験学習	○森林環境教育 小学生を対象に森林環境教育を実施し、森林・林業に関する普及啓発を図ります。 ○緑の少年団 「緑の少年団」を育成し、森林・緑に関わる体験活動を推進します。	林業振興課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
こどもエコクラブ活動	子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に活動保全活動・学習を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援するため、県内のこどもエコクラブを対象に、環境学習会を開催します。	環境政策課
こども3R学習	リサイクル施設の見学会等を通じ、未来を担う子どもたちの環境への関心と理解を深めます。	循環型社会推進課
県民参加型生きもの調査	主に小学校高学年を対象に、自然に対する関心を深めるため、身近な生きもの(生息・生育情報等を収集するとともに、自然観察会等を開催します)。	自然環境課
夏休み子ども企画展	夏休みの小学生を対象に、県の取組みに関連した体験企画や、自由研究に役立つパネル展示、親子で参加できるワークショップなどを県庁で実施します。	県民情報広報課
青少年アンビシャス運動の推進	「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つたくましい青少年」の育成を目指す青少年アンビシャス運動の成果を踏まえ、運動参加団体の連携強化、ボランティア参画の促進などを通じて、多彩な体験活動の充実を目指します。	青少年育成課



◇ ちくご子どもキャンパス ◇

福岡県と、筑後地域の12市町（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、大刀洗町、大木町、広川町）で構成する筑後田園都市推進評議会では、筑後地域一帯を学びの場として、NPO法人等の地域づくり団体や大学等が企画・運営する体験型学習プログラム「ちくご子どもキャンパス」を実施しています。

将来を担う子ども達が筑後地域に集い、それぞれの地域の個性を活かしたプログラムを通じて、体験し、遊び、学ぶ場となっています。

「かんきょう」「のうぎょう」「げいじゅつ」「よのなか」「ものづくり」の5つの学部からなり、長期・短期の数多くのプログラムを提供しています。

「ちくご子どもキャンパス」ホームページ
<https://www.chikugo.cc/>



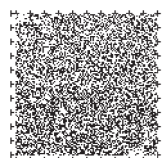
◇ 夏休み子ども企画展 ◇

福岡県では、毎年8月、夏休みの小学生の皆さんを対象に「福岡県庁まるごと体験隊」を開催しています。期間中は、県のおしごとや取組みに関連した体験型のイベントや、親子で参加できるワークショップなど、自由研究の役に立つ企画を多数用意しています。

子ども達が、五感を使って学び、探求心や社会の様々な出来事への関心を高めていただくことを目指しています。

（主な内容）

- 知事室見学
普段は入ることができない知事室などを見学します。
- 東公園の生きもの観察
東公園を歩きながら公園にいる生きものを探索します。
- 理科実験教室
実験をととして、教科書ではわからないことを体感します。
- 自転車シミュレーション体験
自転車シミュレーションを体験し、交通ルール・マナーを学びます。
- ワークショップの開催
景観色彩学習やインテリア作り等を実施。



3 子どもの健全育成の推進

【現状と課題】

- 子どもたちが将来への夢と希望を持って、新しい時代をたくましく生きていくためには、夢と希望の実現に向けて勉学に励み、仲間と楽しく学校生活を送ることができる環境にあることが大切です。しかし、現実には「いじめ」、「不登校」など学校生活における様々な問題が生じています。
- いじめは、どこの学校でも起こりうるという認識のもと、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を一層進める必要があります。
- 県の小・中学校の不登校児童生徒数は、増加傾向にあり、不登校の早期発見、きめ細かな対応が必要となっています。
- 近年、様々な要因から、青少年の一部がひきこもりの状態となる問題が生じてきており、対策が求められています。
- 本県の刑法犯で検挙補導された少年の数は1,615人（2018（平成30）年）であり、2003（平成15）年をピークに減少傾向にあります。非行者率（10歳から19歳までの少年人口1,000人あたりの検挙補導人員）は3.4人（2018（平成30）年）であり、全国7位と高い水準にあります。
- インターネットや携帯電話の普及により、子どもたちが簡単に有害情報へアクセスできるようになっています。しかしながら、子どもたちや保護者のインターネットに関する危険性や適切な利用についての認識が不足しており、犯罪の被害に遭う危険性が高くなっています。

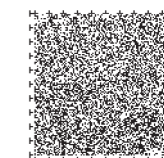
【施策の方向】

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。
- いじめ防止のための啓発活動を行います。
- 非行などの問題を抱える少年に対する必要な立ち直り支援等を行います。
- 関係者の資質の向上、関係機関等の連携の強化を図ります。
- 広報・啓発活動等を通じて、フィルタリングサービスの利用やインターネットの適切な利用を促進し、子どもたちが安全・安心にインターネットを利用できる環境づくりに取り組みます。

【具体的な施策・事業】

（1） いじめ・不登校・ひきこもり・非行等の予防と対応

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
教育相談	教育相談機関等のネットワークの強化や学校・市町村の相談機能の向上を支援します。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。 子どもや保護者等の電話による教育相談に対し24時間体制で対応します（柱3-4、柱4-1、柱5-4に掲載）。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
不登校・ひきこもりサポートセンター	福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの児童生徒、その保護者や学校、適応指導教室等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。 大学内に設置した「キャンパススクール」において、不登校・ひきこもりの子どもたちへの学習支援と心理的サポートを行います。	政策課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
ひきこもり対策推進事業	精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり支援のための核となる機関として相談対応、関係者への研修及び連携会議等を行います。	こころの健康づくり推進室
青少年インターネット適正利用推進事業	インターネットの問題に詳しい専門家や通信事業者、PTA、行政等による「福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会」を設置し、生徒自身がネットの適正利用について考えるフォーラム等の実効性の高い取組みを官民が連携して推進します。	青少年育成課
インターネットに起因する子どもの犯罪被害防止対策	警察職員が、援助交際を求める等の不適切な書き込みに対し、注意喚起を促す広報啓発を行います。	少年課
非行防止・絆プロジェクト	非行等の問題を抱える少年が社会的に自立できるよう、伴走型の就労支援を行うなど必要な支援を行い、再犯を防止し健全育成を図ります。	青少年育成課
スクールサポーター制度	警察署管内の小学校・中学校・高等学校等に直接赴いて、学校が抱えている非行問題等の解消や安全対策の支援、いじめ問題への対応等、学校と警察のパイプ役となって児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行います。	少年課
青少年相談・補導活動等に携わる関係者への研修	青少年の相談、補導活動等の業務に携わる職員の資質向上と相互の情報交換を目的とした研修会を開催します。	青少年育成課
街頭補導活動の推進	警察、行政、地域、ボランティア、学校等との連携により街頭補導活動を強化し、少年を見守る社会気運の醸成を図るとともに、非行進捗が進む前の段階での非行防止を図ります。	少年課
広報啓発活動	学校における薬物乱用防止や暴力団加入阻止等の教育及び保護者に対する子育て支援講演など、幅広い広報啓発活動に取り組みます。	少年課
	中学・高校を対象に青少年の暴力団加入阻止と暴力団からの犯罪被害防止を目的とした教育を実施するなど、幅広い広報啓発活動に取り組みます。	組織犯罪対策課
少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動	少年及び保護者へ継続的な連絡や訪問・面接により助言・指導を積極的に行うとともに、少年警察ボランティアや地域住民、関係機関・団体等と協働して社会奉仕体験活動等を行うなどして最終的には当該少年が就学又は就労若しくは生活環境改善がなされることを目標に置き、個々の少年の状況に応じた各種支援活動を推進します。	少年課
若者自立相談事業	「福岡県若者自立相談窓口」を設置し、進路が定まっていない高校中退者など、困難を有する若者を適切な支援機関につなぎ、若者の就学や職業的自立を図ります。	青少年育成課

◇ 福岡県若者自立相談窓口 ◇

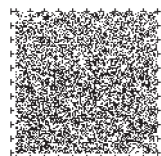
進路が定まっていない高校中退者など、困難を有する若者を適切な支援機関につなぎ、若者の就学や職業的自立を図ります。

所在地 大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎 1 階

TEL / FAX 092-710-0544

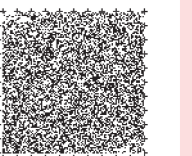
開所時間 月～土曜日 10時～19時（日・祝日・年末年始除く）

ホームページ <https://wakamado.net>



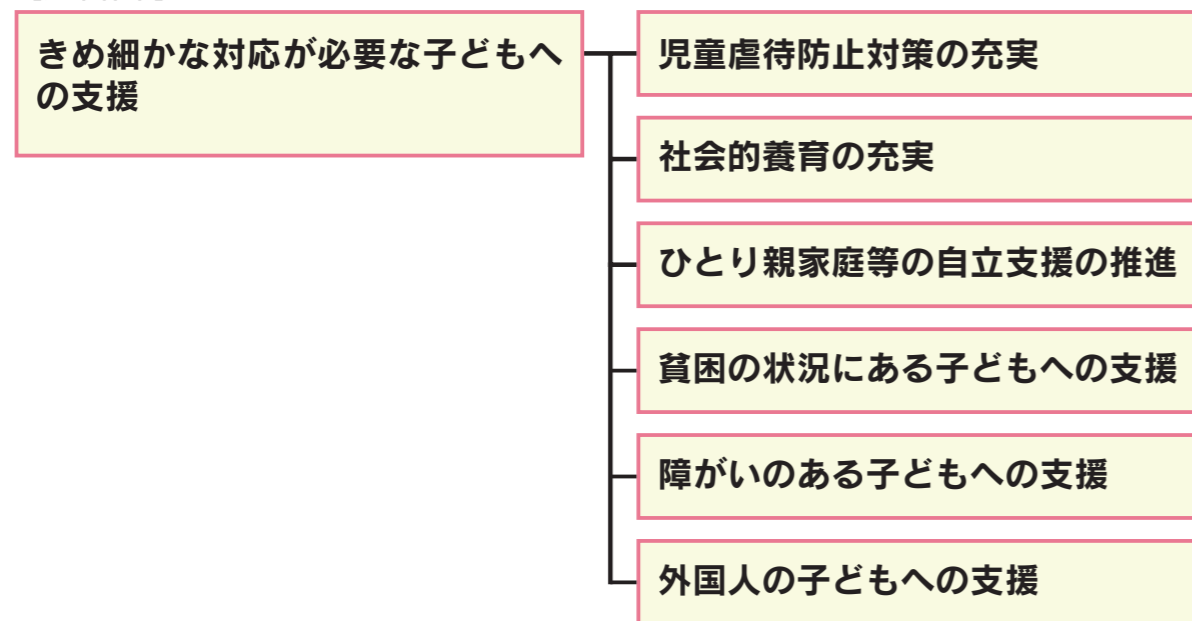
(2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
現状の有害環境に対する対策	青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類及び興行等の指定、立入調査を行い、状況によっては適正化を指導します。また、問題状況の改善について、図書類等自動販売機業者等や業界団体に指導を行います。	青少年育成課
青少年のインターネット適正利用の推進	子どもを有害環境から守る自主的措置を事業者に促します。保護者に対し、フィルタリングの活用等について情報の提供を行います。青少年健全育成条例の内容について、保護者や事業者に対し周知を行います。	青少年育成課
フィルタリング普及啓発活動	青少年が有害なサイトを利用し被害に遭わないため、保護者、青少年、事業者等に対するフィルタリングの必要性に係る啓発活動を推進します。	少年課



施策の柱7 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

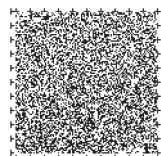
【施策体系】



1 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

- 児童虐待相談件数は、近年、高い水準で推移しており、政令市を除いた県所管区域においては、2016（平成28）年度には2,000件を越え、2018（平成30）年度は3,513件となりました。
- また、児童虐待相談件数の増加に伴い、一時保護件数も増加傾向にあり、2018（平成30）年度は過去最高の1,973件となりました。
- 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、著しい場合は死に至らしめることもあり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。
- 児童虐待を防止し、子どもたちの健全な心身の成長と社会的自立を促していくためには、地域における児童福祉の中核的な専門機関である児童相談所の体制の強化、児童に関する一番身近な相談窓口である市町村の家庭支援体制の充実、学校や保育所等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の開催促進など、県、市町村、警察等の関係機関がそれぞれの役割を果たしながら、連携して子どもを見守る地域のネットワークを強化することが必要です。
- また、児童虐待の予防のためには、育児に不安をかかえているなど支援が必要な妊婦等に対して、妊娠初期から支援することが必要です。
- 併せて、児童虐待の発生予防から、早期発見、迅速かつ適正な対応、家族の再統合や自立支援等のアフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じる必要があります。



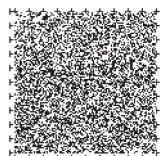
【施策の方向】

- 児童相談所の体制の強化、職員等の専門性の向上に取り組みます。
- 迅速かつ適切に一時保護を行うとともに、一時保護所などの養護環境の充実に取り組みます。
- 市町村の家庭支援体制の充実や関係機関との連携強化を図ります。
- 虐待を行った保護者や被害者に対するカウンセリングなどきめ細かな相談、ケアを行います。
- 育児に不安を抱えているなど支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握し、支援する体制を推進します。
- 虐待により離れて暮らす親子が再び一緒に暮らせるよう支援します。
- 事例検証など児童虐待の再発防止に向けた取組を行います。

【具体的な施策・事業】

(1) 児童相談所の相談体制の強化

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
24時間365日子ども家庭相談体制の整備	夜間・休日を含めて24時間365日、いつでも子どもや家庭からの相談を受けるとともに、必要に応じて子どもの安全確認や保護など適切に対応できるよう体制を確保します。	児童家庭課
児童相談所の職員体制等の充実	児童相談所管内人口に応じた職員配置や虐待対応件数に応じた加算、里親支援担当職員の配置など児童福祉法施行令で示された基準を踏まえ、児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、職員体制の充実を図ります。 また、虐待事案における迅速な介入と、信頼関係に基づいた子どもや保護者への支援が可能となるよう、児童相談所の業務分担の見直しを進めます。	児童家庭課
児童相談所職員研修の充実	児童福祉法で義務付けられている研修に加え、専門的な研修等の実施により、子どもの権利擁護に関する職員の意識や援助技術の向上を図ります。	児童家庭課
法的対応機能の整備	子どもの安全確保や虐待を行う保護者への指導などにあたり、児童相談所が法的知見を踏まえた的確かつ迅速な対応ができるよう、児童相談所への弁護士等の常勤配置などにより、法的対応機能の維持・向上を図ります。	児童家庭課
医学的対応機能の整備	虐待を受けた子どもへの心理的ケアや一時保護中の子どものヘルスケア、保護者への指導などにあたり、医学的知見に基づく診断や対応ができるよう、児童相談所に医師及び保健師を配置します。	児童家庭課
家庭的で開放的な養育環境の確保	一時保護においても、子どもにできる限り家庭的で、開放的な養育環境を提供するため、乳児院や児童養護施設等に一時保護専用施設の設置を進めるとともに、一時保護委託が可能な里親の開拓を推進します（柱7-2-1に再掲）。	児童家庭課
一時保護所における環境や体制の充実	子どもの個々の状況に応じた対応が可能となるよう、一時保護所の居室の個室化などに取り組み、より家庭的で開放的な環境整備に努めます。 また、子どもの学習や専門的ケアなどを行うことができるよう体制の充実に努めます（柱7-2-1に再掲）。	児童家庭課
業務の質の向上を図るための取組	自己評価や第三者評価制度の導入などにより、児童相談所や一時保護所の業務の評価を行い、質の維持・向上に努めます。	児童家庭課



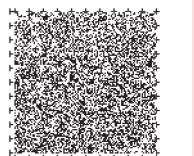
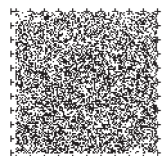
(2) 市町村と関係機関との役割分担及び連携の推進

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
地域で子どもを見守るネットワークの強化(要保護児童対策地域協議会)	市町村は、保育所、学校、警察等の関係機関で構成される「要保護児童対策地域協議会」を活用し、措置解除となった子どもを含めた要保護児童や要支援児童とその家族、特定妊婦に関する情報を共有し、役割分担の上、家族援助に努めます。 児童相談所は、要保護児童対策地域協議会に参画するとともに、市町村に対して技術的援助や助言を行い、地域で子どもを見守るネットワークの強化を促進します。	児童家庭課
市町村と連携した家庭支援体制の強化	児童相談所において、一番身近な児童家庭に関する相談窓口である市町村との適切な役割分担・連携を図るとともに、必要に応じて市町村へ専門的な支援を行うため、児童相談所に市町村支援担当職員を配置します。	児童家庭課
配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化	市町村の要保護児童対策地域協議会などを通して、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所、市町村などの関係機関の間で、DV被害者とその子どもの状況について、情報共有を図り、保護が必要な場合は、連携して対応できるよう、体制の強化を図ります。	児童家庭課 男女共同参画推進課
警察との連携による迅速な子どもの安全確保	虐待を受けた子どもの安全を迅速に確保するため、管轄の警察署や児童相談所に配置された警察官と同行した立入調査、合同訓練に取り組むなど、警察との緊密な連携を図ります。	児童家庭課 少年課
警察との情報共有	虐待の早期発見・再発防止を図るため、県、県警察、北九州市、福岡市の4者で情報共有に関する協定を締結しています。県では的確に児童虐待事案に対応するため重篤な事案はもとより、注意を要する事案についても警察と情報共有を図ります。	児童家庭課 少年課

(3) 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
児童虐待防止医療ネットワーク事業	児童虐待の早期発見、早期介入のため児童虐待対応へのノウハウを有する病院を拠点病院に指定し、地域におけるネットワークづくりを行うことにより、地域医療機関の児童虐待への対応力向上を図ります。	児童家庭課
児童虐待防止に係る広報啓発	児童福祉週間(5月5日から1週間)及び児童虐待防止推進月間(11月)等において、県民の児童虐待への関心を高め、虐待に関する理解を深めてもらうため、県や市町村の広報媒体等を活用し広報啓発を推進します。 関係機関・団体に対し、会議・研修等の場を通じて虐待防止に係る広報啓発を行います。	児童家庭課
ハイリスク妊産婦等への支援	市町村、医療機関等関係機関の連携のもと、妊娠中に問題が生じやすい若年や高齢、多胎など支援が必要な妊産婦を妊娠初期から把握し、健康管理、産後うつ病予防を含めた育児等の不安の軽減、ハイリスク児の養育支援を行うことにより、児童虐待の未然防止に努めます(柱3-1、柱4-1に掲載)。	健康増進課
にんしんSOSふくおか～思いがけない妊娠・子育て・思春期相談～	妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります(柱3-1、柱3-4、柱4-1に掲載)。	健康増進課

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
子育て世代包括支援センターの設置促進	市町村が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」をできるだけ早期に設置し、適正かつ円滑に運営できるように、連絡調整会議や保健師等専門職への研修を実施するとともに、開設準備や運営に係る経費を補助します(柱3-1に掲載)。	健康増進課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う市町村の取組を促進します(柱4-1に掲載)。	健康増進課
子ども家庭総合支援拠点の整備促進	全市町村における「子ども家庭総合支援拠点」の設置を推進し、子ども家庭全般への相談支援体制等を充実させます。	児童家庭課
虐待を行った保護者等へ行うカウンセリング事業	子どもへ虐待を行う保護者は、子育てや親子関係などについて様々なストレスを抱えていることから、児童相談所において、精神科医等によるカウンセリング事業を推進します。	児童家庭課
家族の再統合に向けた支援(親子のきずな再生事業)	児童相談所において、虐待を理由に離れて暮らす親子などに対し、個々の家庭の課題や環境に合わせて作成した支援計画に基づき、子どもや保護者への支援・指導を行い、親子のきずなの再生に努めます。 また、虐待を行った保護者へ効果的な指導を行うため、医療的・心理的プログラムの活用について検討します。	児童家庭課
児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証	児童虐待による死亡事例など、子どもが心身に著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合、福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に設置する「児童虐待事例等検証部会」で関係機関の対応や連携の課題等を検証し、その結果を踏まえて具体的改善策に取り組むことにより、以後の再発防止に努めます。	児童家庭課
福岡犯罪被害者総合サポートセンター	犯罪等による被害を受けた被害者等に対する、精神的ダメージの軽減、損害回復、立ち直り等を支援するため、電話相談、支援機関等の紹介、面接・カウンセリング、支援員による付添支援等を実施します(柱5-4に掲載)。	生活安全課
DVが子どもに与える影響についての啓発	配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発の中で、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」は、児童虐待の中の心理的虐待に該当することについても周知します。	男女共同参画推進課
配偶者暴力相談支援センター	DV被害者からの相談に応じ、必要に応じて被害者と同伴する子どもの緊急時の安全確保及び一時保護を行い、被害者が自立して生活することを支援するための就業の促進、住宅の確保等に関する情報提供等を行います。	男女共同参画推進課
DV被害者の同伴する子どもの保護	配偶者からの暴力被害者等の女性を一時保護する際には、同伴する子どもと一緒に保護することができます。 関係機関と連携し、同伴児の精神的ケアや保育機能、学習支援の充実を図ります。	男女共同参画推進課



2 社会的養育の充実

【現状と課題】

- 虐待などの理由により、自らの家庭で暮らすことができない子どもに対する支援を行う場合は、子どもを中心に据えて「子どもの人としての権利をきちんと守る」という権利擁護の視点を持ち、子どもの気持ちに寄り添いながら、最善の方策を図る必要があります。
- このため、子ども自身が意見を表明しやすい体制を整えるとともに、児童相談所で一時保護する場合は、子ども一人ひとりの状況に応じた個別対応が可能となるよう、里親や児童養護施設等への一時保護委託を活用し、開放的な環境での保護を進めるほか、一時保護所の居室の小規模化といった環境の整備が必要です。
- また、2016（平成28）年に児童福祉法が改正され、こうした家庭で暮らすことができない子どもについて、家庭と同様の環境で養育されるよう、特別養子縁組、養子縁組、里親への委託を進め、それも難しい場合は、できる限り家庭的な環境となるよう、小規模化かつ地域分散化された施設で養育することとされました。
- このため、特別養子縁組や里親委託を推進する体制や、施設が家庭と同様の環境を整備できるようにするための支援が必要です。
- さらに、こうした子どもたちの中には、保護者からの支援を受けられない場合が少なくないため、円滑に社会に巣立っていけるよう、きめ細かな自立支援に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- 児童相談所や児童養護施設などにおいて子どもの権利が守られるための取組を推進します。
- 特別養子縁組制度の普及を図るため、積極的な広報啓発等に取り組みます。
- 子どもの養育への理解や熱意があり、温かい愛情を持つ里親家庭やファミリーホームでの養育を推進します。
- 児童養護施設などにおける養育単位の小規模化や心理職等専門職員の配置などきめ細かなケアの実施を推進します。
- 施設を退所した子どもが自立できるよう、経済的支援やきめ細かな相談支援に取り組みます。

【具体的な施策・事業】

（1）子どもの権利擁護の強化

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
子どもの声を酌み取る仕組みづくり	子どもの権利の意義や意見表明の手段について啓発を図るとともに、「子どもの権利ノート」の配布などにより、子どもたちが意見を表明しやすい環境を提供します。	児童家庭課
被措置児童等の虐待の防止	児童相談所や施設等の職員に対する研修等を充実し、施設等での虐待の防止に取り組みます。また、発見した場合には、児童相談所が子どもを保護するなど、適切な対応を取ります。	児童家庭課
苦情解決体制の整備	施設に苦情解決の責任者、担当者を配置し、入所児童や保護者等の利用者からの苦情解決に努めます。また、第三者委員会の設置による苦情解決の客観性の確保に努めるよう助言・指導し、苦情解決体制の整備・維持に努めます。	児童家庭課

◇ 体罰によらない子育てのために ◇

児童福祉法の改正において、体罰が許されないものであることが法定化され、2020（令和2）年4月1日から施行されます。

子どもの権利が守られる体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかなければなりません。

- ◎ こんなことをしてしまいませんか
 - ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
 - ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
 - ・ 宿題をしなかったので夕ご飯を与えなかった
- ⇒ **これらは全て体罰です！！**

なぜ体罰をしてはいけないの??

体罰は子どもの成長、発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっています。また、体罰は子どもの問題行動の根本的な解決にならず、子どもに暴力的な言動のモデルを示すことになります。また、保護者に恐怖心を感じると相談することが難しくなり、対人関係のトラブルや非行など、より大きな問題に発展する可能性があります。

子育てはいろいろな人の力と共に

体罰によらない子育てに向けて、保護者が子どもとの関わりを工夫したり、否定的な感情に気づき自分なりの工夫を考えてみましょう。それでも、少しでも困ったことがあれば、お住いの市町村の子育て相談窓口や近くの児童相談所にご連絡ください。

子育て中の保護者に接する方は、保護者が孤立しないようサポートしていくことが大切です。保護者への声かけや支援を行い、社会全体で支えていくことが必要です。

◇ 市区町村子ども家庭総合支援拠点 ◇

2016（平成28）年の児童福祉法の改正において、市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明文化され、子ども等に関する相談全般から専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないとされました。

国は、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（2018（平成30）年12月）において、2022（令和4）年度までに全市町村に設置する目標を定めています。

子ども家庭総合支援拠点

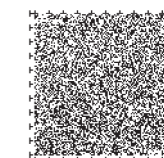
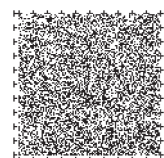
- 子ども家庭支援全般に係る業務

【主な業務内容】

 - ・ 実情の把握、調査、指導
 - ・ 要支援・要保護児童、特定妊婦等への支援
 - ・ 関係機関との連絡調整

【職員配置】

社会福祉等の資格を有する専門職である、子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員等を配置



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
アドボケート制度の導入	児童相談所や施設等と利害関係のない第三者が子どもの意見を聴取し、子どもに代わって意見を代弁するアドボケート制度の導入を検討します。	児童家庭課
子どもの権利擁護機関の設置	福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会などを活用し、児童相談所や施設等が子どもの権利を守っていないと考えられる場合や、子どもの意向が児童相談所の対応と一致しない場合に、子どもが自ら意見を表明し、表明された意見に対して適切な対応が図られる体制を構築します。	児童家庭課
特別養子縁組制度の普及啓発	チラシやリーフレットの街頭配布、イベント、県ホームページなど、様々な広報媒体や機会を活用し、特別養子縁組希望者の増加を図るとともに、地域社会における養子縁組家庭への理解促進に努めます。	児童家庭課
新生児里親委託（赤ちゃん縁組）の推進	思いがけない妊娠などの相談に対応する「にんしんSOSふくおか」や産科医を始めとする医療機関などと連携し、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託を推進します。	児童家庭課
家庭的で開放的な養育環境の確保	一時保護においても、子どもにできる限り家庭的で、開放的な養育環境を提供するため、乳児院や児童養護施設等に一時保護専用施設を設置を進めるとともに、一時保護委託が可能な里親の開拓を推進します（柱7-1-1に掲載）。	児童家庭課
一時保護所における環境や体制の充実	子どもの個々の状況に応じた対応が可能となるよう、一時保護所の居室の個室化などに取り組み、より家庭的で開放的な環境整備に努めます。 また、子どもの学習や専門的ケアなどを行うことができるよう体制の充実に努めます（柱7-1-1に掲載）。	児童家庭課

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
里親制度等の普及啓発	里親やファミリーホームに関心のある方を対象に里親制度に関する説明会を市町村単位などで実施するほか、チラシやリーフレットを作成し、街頭啓発などで広く県民へ配布するなど、様々な広報媒体や機会を活用し、里親登録者の増加を図るとともに地域社会における理解促進に努めます。	児童家庭課
乳幼児里親委託の推進	乳幼児期は、特に家庭的な環境で養育されることが大切であることから、乳幼児に限定した里親を集中的に募集するなど、乳幼児の里親委託を推進します。	児童家庭課
フォスタリング機能の整備	質の高い里親養育を行うため、児童相談所に里親専任職員を配置するとともに、NPO法人や乳児院、児童養護施設等の民間機関を活用しながら、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後のサポートまでを包括的に行うフォスタリング機能を整備します。	児童家庭課
ファミリーホームの設置促進	代替養育における「家庭と同様の養育環境」を推進するため、里親や施設職員といった経験豊かな養育者によるファミリーホームの設置を促進します。	児童家庭課

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
施設の小規模化・地域分散化の推進	行動や情緒面で課題を抱える子どもなど、手厚い養護が必要な子どもに対して、家庭的な環境のもとで安定したきめ細かなケアを行うことができるよう、国の支援制度の活用等により、地域小規模児童養護施設の設置や小規模グループケアの実施を推進します。	児童家庭課
職員の専門性の向上	児童虐待を受けた子どもの保護及び自立のための支援が適切に行われるよう、児童福祉施設の職員及び関係機関職員（教職員、保育所の職員等）に対する研修の充実に努めます。	児童家庭課
専門職等の配置の推進	児童入所施設等措置費制度に基づく心理療法担当職員や個別対応職員の配置を進め、小規模化・地域分散化された施設の機能強化を図ります。	児童家庭課

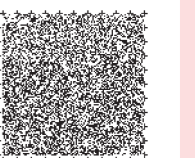
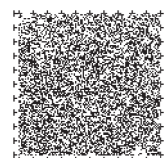
◇ 家庭養育優先の原則 ◇

2016（平成28）年の児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念が規定されました。

<法改正による対応>

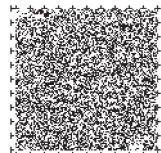
国・地方公共団体の責務として①から③による家庭と同様の環境における養育の推進を明記

- ① 児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
⇒ 実親による養育
- ② 家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置。
⇒ 養子縁組、里親等による養育
- ③ ②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう必要な措置。
⇒ 小規模型の施設での養育



(3) 子どもの自立支援の推進

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
学習環境の充実	個々の子どもの学習能力に応じて、十分な教育が受けられるよう、施設等における学習環境の充実を図ります。	児童家庭課
自立のための支援	児童養護施設等において、個々の子どもたちの状況に応じた「自立支援計画」を策定し、目標と目標達成のための道筋を描きながら、子どもが社会性を獲得し、自立できるように支援に努めます。 また、施設等の子どもたちが円滑に社会に巣立つことができるよう、就職や進学に必要な費用の一部を負担するとともに、就職やアパート賃貸の際に必要な保証人の確保を支援します。	児童家庭課
自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）	施設等を退所し、就職する子どもなどに対して、自立援助ホームを活用し、住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行い、円滑な自立を支援します。 また、より多くの支援が提供できるよう、自立援助ホームの設置を推進します。	児童家庭課
社会的養護自立支援事業	施設等で生活している子どものうち、18歳到達後も引き続き支援が必要な場合に、22歳になる年度末まで、入所している施設等による住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行うことにより、社会への円滑な自立を支援します。	児童家庭課
自立支援コーディネーターの配置	各児童養護施設に自立支援コーディネーターの配置を進めることにより、自立支援に必要とするスキルの蓄積や自立した子どもの実態把握、児童相談所やアフターケア機関との連携・情報共有など、施設における自立支援機能の充実を図ります。	児童家庭課
退所児童等へのアフターケアの実施	児童福祉や法律などの専門スキルを持つスタッフが、施設等に入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した子どもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供します。	児童家庭課



3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

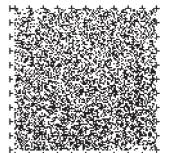
母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する「自立促進計画」として本項目を策定します。

【現状と課題】

- 近年の離婚の増加に伴い、母子家庭や父子家庭のいわゆる「ひとり親家庭」は増加傾向にあります。
- ひとり親家庭の親は、子育てや家事と生計の維持という役割をひとりで担うこととなるため、就業をはじめ、子どもの養育や教育、住居等の問題など日常生活全般にわたり、様々な困難を抱えています。
- かつて母子家庭であった寡婦についても、年齢も高いことなどから生活や収入、健康面に不安を抱えています。
- 生活と子育ての状況
「福岡県ひとり親世帯等実態調査」（2016（平成28）年度）によると、生活上の不安や悩みとして、母子家庭では、「生活費」（71.8%）を挙げる家庭が最も多く、次いで「子ども」（34.5%）、「仕事」（33.5%）となっています。父子家庭では、「生活費」（49.0%）、「子ども」（33.5%）、「仕事」（28.3%）、「病気や事故」（28.0%）の順となっていますが、「借金や負債の返済」（18.6%）や「家事や身の回りのこと」（19.8%）の割合が母子家庭より高くなっています。
住宅については、母子家庭は、持ち家率は9.3%であり、「民間借家・アパートなど」（39.0%）、「県営住宅・市町村営住宅」（18.5%）と半数以上が借家となっています。また、1か月の家賃は、5～7万円未満（28.8%）が最も多くなっています。父子家庭では、持ち家率は34.1%となっています。
ひとり親家庭等に対しては、子どもの養育、病気・事故の対応や住宅の確保など子育てや生活面での不安を解消するための支援を行う必要があります。
- 就業の状況
母子家庭になったときに母が就業していなかった割合はおよそ4割であり、その後も11.4%が依然として就業していない状況にあります。
就業形態を見ると、父子家庭では、「正社員・正職員」が68.4%に対し、母子家庭では44.7%にとどまり、「パートタイマー」（33.1%）、「派遣・契約社員」（12.6%）の割合が父子家庭よりも高くなっています。
母子家庭の母は、母子家庭となるまでに就業経験が全くない方もおり、パートや派遣社員などの非正規雇用の割合が高く、家計を支える安定した収入を得る仕事になかなか就けない現状があることから、個々の事情に応じた就業支援、自立支援をきめ細かに行う必要があります。
- 家計の状況
母子家庭では、仕事による1か月の収入（手取り額）は、「10～15万円未満」（35.3%）が最も多く、次いで「15～20万円未満」（25.6%）、「5～10万円未満」（19.5%）となっており、月収15万円未満が57.2%を占めています。父子家庭では、64.6%が月収15～30万円未満となっています。
年間平均収入（税込額）で見ると、母子家庭は241万円、父子家庭は405万円となっています。年収300万円未満の割合は、母子家庭では71.4%、父子家庭では36.7%となっています。
家計の状態については、母子家庭の40.4%が「とても足りない」と感じています（父子家庭は26.7%）。
収入が少なく経済的に困窮しているひとり親家庭等に対して、収入の安定化を図る支援を行う必要があります。

【施策の方向】

- ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、生活と子育ての支援、就業支援、経済的支援、養育費の確保を柱とした総合的な自立支援策を推進します。
- 本県のひとり親家庭等に対する自立支援策の体系は、次のとおりです。

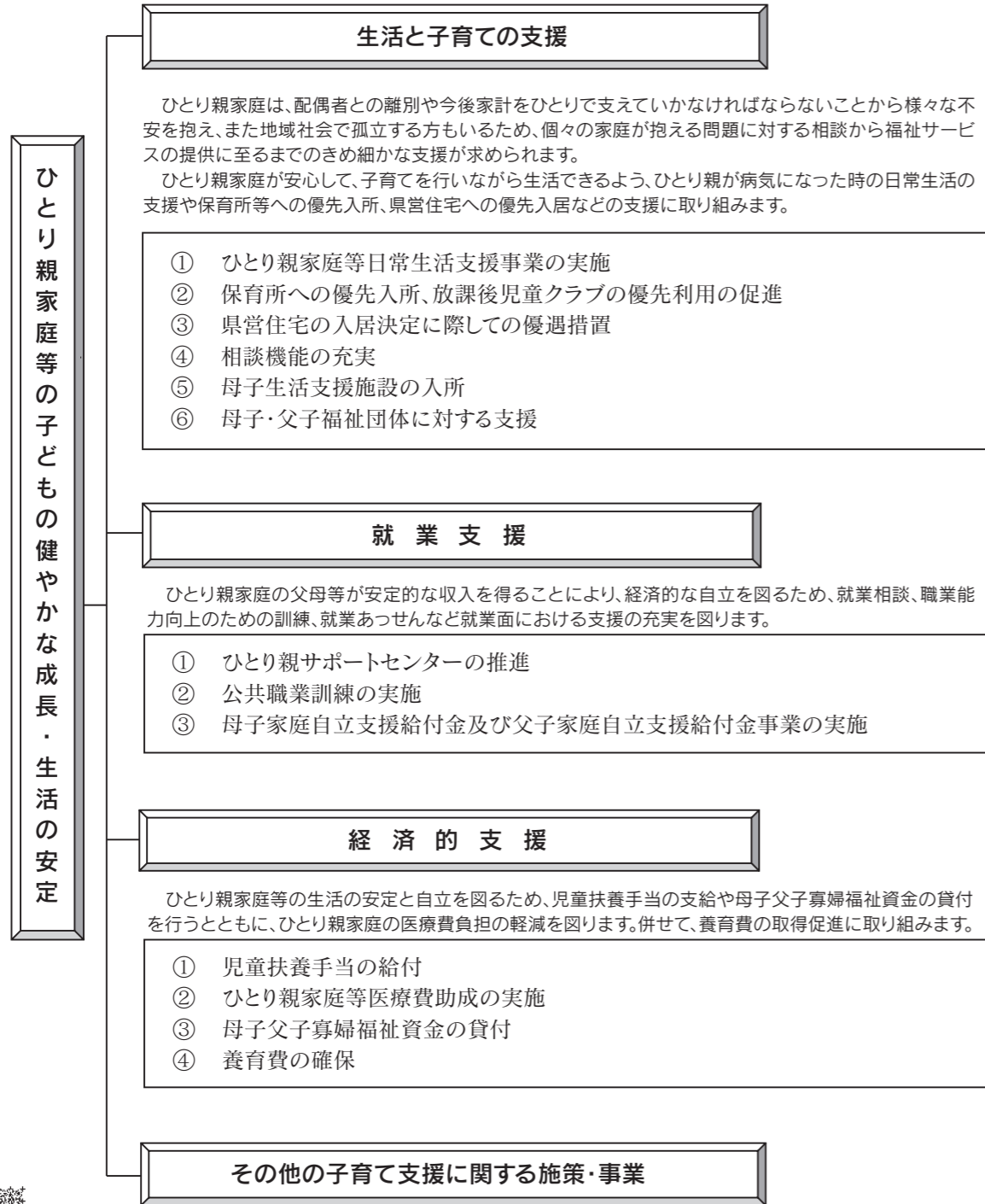


ひとり親家庭等の自立支援施策の体系

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもの健やかな成長を図るため、「生活と子育ての支援」、「就業支援」、「経済的支援」を柱とし、「保育サービスの充実」などの子育て支援に関する施策と併せて、総合的に推進していきます。

また、県として広域的な視点から、市町村が実施する相談事業や生活支援等が円滑に進むよう各種施策の情報提供を行うなどの支援を行うとともに、必要な施策については国に提言を行うなど、国や市町村と役割分担、連携を図りながら、ひとり親家庭等の自立支援を進めていきます。

県民の皆さんが私たちの社会が多様な家族形態によって形成されることを理解し、一人ひとりの人権が尊重される心豊かな社会づくりを目指します。



【具体的な施策・事業】

(1) 生活と子育ての支援

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
日常生活の支援	ひとり親家庭及び寡婦に、一時的に日常生活に支障が生じた場合、市町村が家庭生活支援員を派遣し介護・保育等のサービス支援を行う日常生活支援事業の実施を促進します。 また、ひとり親家庭の児童に、学習支援を行うとともに、児童のよき理解者として進学相談等に応じる、学習支援ボランティア事業を実施します。	児童家庭課
保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用の促進	市町村におけるひとり親家庭の子どもの保育所への優先入所や放課後児童クラブの優先利用の取組を支援します。また、求職活動・職業訓練等を行っている場合にも、就労している場合と同等の事情にあるとして、優先入所や優先利用を促進します。	子育て支援課 青少年育成課
県営住宅におけるひとり親世帯の入居決定に際しての優遇措置	県営住宅の入居決定の際、抽選方式では、ひとり親世帯等に対し抽選番号を2つ割当て（連番）、倍率の優遇を図るほか、新婚・子育て世帯に対しては優先枠を設定します。 住宅の困窮度を点数化し、点数が高い世帯から優先的に入居者を決定する方式（ポイント方式）では、ひとり親世帯等に対しても点数を付与し、優先的な入居を図ります（柱4-6、柱5-1に掲載）。	県営住宅課
相談機能の充実	ひとり親家庭や寡婦からの様々な相談に対して、情報提供や助言を行う福祉事務所の母子・父子自立支援員に対し、研修や情報提供を行うなど資質の向上に努め、相談機能の充実を図ります。	児童家庭課
母子生活支援施設への入所	保護を必要とする母子家庭については、住居を確保するとともに、生活の自立と子どもの福祉を増進するため、母子生活支援施設への入所等適切な対応を行います。	児童家庭課
母子・父子福祉団体に対する支援	地域において相談事業や情報提供等を行う母子・父子福祉団体の活動に対する支援を行い、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上を図ります。	児童家庭課

(2) 就業支援

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
ひとり親サポートセンター事業	県内3か所に設置している「ひとり親サポートセンター」において、就業相談から技術習得のための就業支援講習会、求人情報の提供など、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や福祉事務所との連携、就業・自立に向けた支援に取り組めます。 児童扶養手当受給者を対象に、一人一人に合った自立支援計画書（自立支援プログラム）を策定し、就職まできめ細かな支援を行います（柱2-1に掲載、柱7-4に再掲）。	児童家庭課
ひとり親家庭の親に対する自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師・介護福祉士などの就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい能力や資格の習得支援の推進を図ります。	児童家庭課
子育て中の方の就職に向けた訓練	子育て中の方が訓練を受講しやすいよう、施設内訓練中の託児サービスを行います。 また、働く意欲があるにも関わらず、子育てによる時間的制約等によって職業訓練や就職支援の機会を得ることが少ない方の職業訓練の受講、就職支援を図るため、子育て中でも受講しやすい職業訓練（OAや簿記等の訓練で、受講期間が比較的短期、また、託児付で学べるもの）を民間の教育訓練機関を活用し実施します。	職業能力開発課

◇ ひとり親サポートセンター ◇

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さん、寡婦の皆さんの就職の相談や、養育費の相談、就職に必要な技術習得のための講習会などの就業支援サービスを提供しています。お気軽にご相談ください。

各センター（所在地）	TEL	受付時間
福岡県ひとり親サポートセンター （春日市）	092-584-3931	月～金 9時～17時 土 9時～16時 第1・第3日曜 9時～16時
同 飯塚ランチ （飯塚市）	0948-21-0390	月～金 9時～17時 毎週土曜、第1・第3日曜 9時～16時
久留米ひとり親サポートセンター （久留米市）	0942-32-1140	月～土 9時～17時（夜間相談は20時まで）

※ 久留米のセンターは久留米市と共同設置です。

※ 福岡市にお住まいの方は・・・ ※ 北九州市にお住まいの方は・・・

福岡市立ひとり親家庭支援センター（福岡市中央区） 北九州市立母子・父子福祉センター（北九州市戸畑区）

TEL 092-715-8805 TEL 093-871-3224
受付時間 9時～21時 受付時間 月～金 9時30分～20時30分
休館日 月、年末年始 日 9時30分～18時

(3) 経済的支援

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に支給します（柱4-5に掲載、柱7-4に再掲）。	児童家庭課
ひとり親家庭等の医療費に対する助成	ひとり親家庭の親子、父母のいない子どもを対象に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の健康の増進、生活の支援を図ります（柱4-5に掲載）。	児童家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の維持や子どもの就学等で経済的に困っている方が十分活用できるよう、ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、制度についての周知を図るとともに、貸付相談に適切に応じるため、関係職員に対する研修の充実に努めます（柱7-4に再掲）。	児童家庭課
養育費の確保	ひとり親家庭の子どもに対する養育費が確保できるよう、ひとり親サポートセンターにおいて、専門相談員による養育費の取決めや養育費の確保策等の電話相談を行うとともに、より専門的なアドバイスが必要な場合は、弁護士による無料法律相談を実施します。 また、ひとり親サポートセンターへの来所が困難な方に対しては、弁護士による無料電話相談の開催や県内18か所ある法律相談センターにおいて、1時間無料で相談できるクーポンを発行します。	児童家庭課

4 貧困の状況にある子どもへの支援

【現状と課題】

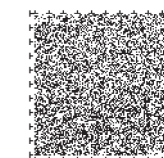
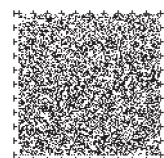
- 「2016（平成28）年国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、2016（平成28）年時点における日本の「子どもの貧困率」※は13.9%となっています。
 - これは、先進国で構成する経済協力開発機構（OECD）の平均を上回り、日本の子どものおよそ7人に1人が貧困状態に置かれていることを示しています。
 - 本県は、生活保護率や就学援助率が全国平均に比べて高いことから、子どもの貧困率は全国数値を上回っていると推測されます。
 - 家庭の経済状況が子どもの生活習慣や学力などに影響し、その結果、子どもの不安定就労等による低収入につながり、この子どもが親となった時に、またその子どもが貧困状態に陥るといった「貧困の世代間連鎖」も社会問題となっています。
 - すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業につくことで、地域社会を支える一員として活躍できるよう、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。
- ※ 子どもの貧困率：世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分に届かない18歳未満の子どもの割合

【施策の方向】

- 現在、貧困の状況にある子どもとその家庭への支援はもとより、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、子どもの貧困対策に関する施策を総合的に推進します。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の児童（小中学生）を対象に、大学生、教員OBなどのボランティアが、町村の施設において、児童の学習及び生活習慣改善支援等を実施します。	保護・援護課
修学や学資の援助	○高等学校等就学支援金 高等学校等に通う生徒の授業料に充てるため、年収約910万円未満世帯の生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給します。 私立高等学校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒に対しては、就学支援金を加算して支給します（柱4-5、柱6-1-4に掲載）。 ○高校生等奨学給付金 授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します（柱4-5、柱6-1-4に掲載）。	財務課 私学振興課
学習支援ボランティア人材バンク事業	県・市で実施する「子どもの学習支援事業」に登録する学習支援ボランティアを県が一括して募集・登録し、ボランティアを必要とする学習支援事業実施自治体とのマッチングを行います。	保護・援護課
生活困窮世帯の子どもの進学支援事業	子ども本人の進学への意欲向上や保護者に対する進学に係る経済的不安の払拭を図り、大学進学に向けた後押しを行います。	保護・援護課
基本的な生活習慣習得事業	小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりのため、就学前児童及びその保護者等の基本的な生活習慣習得のための取組みを推進します（柱6-2-1に掲載）。	子育て支援課
子ども支援オフィス事業	貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。	保護・援護課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
一時的住居提供事業	住居を失った又は失うおそれのある生活に困窮する子育て世帯に対し、ホテル等による一時的な住居を提供します。	保護・援護課
ひとり親サポートセンター事業	県内3か所に設置している「ひとり親サポートセンター」において、就業相談から技術習得のための就業支援講習会、求人情報の提供など、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や福祉事務所との連携、就業・自立に向けた支援に取り組めます。 児童扶養手当受給者を対象に、一人一人に合った自立支援計画書（自立支援プログラム）を策定し、就職まできめ細かな支援を行います（柱2-1、柱7-3-2に掲載）。	児童家庭課
求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援	求職者の円滑な就職を図るため、年代別・対象別の就職支援センターにおいて、個々の求職者の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を行います。 また、希望する方の正規雇用を促進していくために、正規雇用促進企業支援センターにおいて、企業に対して正規雇用への転換を促していきます。	労働政策課
子育て女性に対する就職相談・就職あっせん	県内4か所の子育て女性就職支援センターにおいて、子育て女性に対し、就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援します（柱2-1に掲載）。	新雇用開発課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に支給します（柱4-5、柱7-4に掲載）。	児童家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の維持や子どもの修学等で経済的に困っている方が十分活用できるよう、ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、制度についての周知を図るとともに、貸付相談に適切に対応するため、関係職員に対する研修の充実に努めます（柱7-3-3に掲載）。	児童家庭課
生活福祉資金の貸付	日常生活に困っている方への相談支援をはじめ、総合支援資金や教育支援資金などの各種資金の貸付けを行います。	保護・援護課

◇ 子ども支援オフィス ◇

福岡県では、県内5箇所に「子ども支援オフィス」を設置し、経済的にお困りで様々な悩みや不安を抱える子育て世帯を対象に、ワンストップで相談に対応し、関係機関と連携しながら包括的な支援を提供しています。

<子ども支援オフィスの所在地>

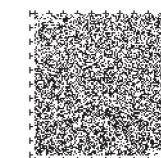
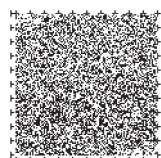
名称	所在地	電話番号	所管区域
粕屋オフィス	糟屋郡粕屋町若宮 1-3-6 安河内ビル	092-938-1205	糟屋郡
水巻オフィス	遠賀郡水巻町頃末北 1-12-12	093-203-1661	遠賀郡、鞍手郡
久留米オフィス	久留米市東和町 1-9 成富ビル5階	0942-38-0601	朝倉郡、三井郡 三潁郡、八女郡
行橋オフィス	行橋市宮市町 2-8 ヘブンリービル1階	0930-26-7710	京都郡、築上郡
田川オフィス	田川市大字伊田 3294-13	0947-44-8612	嘉穂郡、田川郡

<相談時間>

9時30分～17時30分 月曜日～土曜日（※土曜日は電話相談のみ）

<ホームページ>

<http://greencoop-fukuoka.jp/kodomo>



5 障がいのある子どもへの支援

【現状と課題】

- 子どもの障がいの重度・重複化や多様化により、適切な保健・医療、福祉サービスや教育を行うことが求められています。
- 障がいの種類・程度等に応じて、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を行い、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が相互に連携を図りながら、自立し社会参加することができるよう療育・教育施策の充実を図る必要があります。
- 障がいのある児童に対しては、できるだけ早期に治療と指導訓練を行うことで、基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加につなげていくことが大切です。健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、適切な療育を実施する体制の整備を図る必要があります。
- 発達障がいについては、社会的な理解が十分でないことから、理解促進を図るための周知啓発が必要であるとともに、支援に関わる関係機関や保護者に対して専門的情報や支援手法を提供することが必要です。
- 特別支援学校では、幼児児童生徒の障がいの重度・重複化への対応が必要です。また、障がいのある子どもたちが自立し、主体的に社会参加できる力を身に付けるための指導・支援の充実が必要です。さらに、地域の小・中・高等学校等に対して特別支援教育に係る相談・情報提供等が求められています。
- 小・中・高等学校等では、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する適切な教育的支援を行う必要があります。
- 医療的ケア児に対する支援体制の充実を図る必要があります。
- 医療的ケア児が、その希望に沿って、心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保育所等で受け入れ態勢の整備を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- 一貫した支援を行う拠点として、発達障がい者支援センターを運営します。
- 育成医療及び重度障がい者医療費支給制度の実施・普及に努めます。
- 未就学の障がい児、就学している障がい児が集団生活に適應できるための支援などを行います。
- 障がい児の様々なニーズに応じた訓練や相談などの支援を行います。
- 障がいの重度・重複化、多様化に対応するための体制の整備を図るとともに、教員の専門性の向上を図ります。
- 一人一人の障がいの状態に応じた適切な指導を行うため、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・活用を図ります。
- 地域の小・中・高等学校等に対して、特別支援教育のセンター的機能の一層の充実を図ります。
- 発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けられることができる支援体制の整備を図ります。
- 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう支援を行います。

【具体的な施策・事業】

(1) 障がいのある子どもの育成

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
発達障がい者支援センター	自閉症等の発達障がい有する障がい児（者）については、その特性を踏まえたきめ細かな対応が必要であることから、教育・労働・医療などの関係機関と密接な連携を図りながら、乳幼児から成人期までの一貫した支援を専門的に行う拠点として発達障がい者支援センターを運営します。	障がい福祉課
重度障がい者医療費支給制度	重度障がいのある人に係る医療費の一部を助成することにより、必要とする医療を容易に受けられるようにすることで、重度障がいのある人の健康保持及び福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児等のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児（者）施設等の有する療育支援機能を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、県全体の療育相談事業の充実を図ります。	障がい福祉課
障がい児保育事業	障がいのある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、家庭や関係機関と連携して適切な保育を図ります。また、小学校への就学にあたっては、保育所児童保育要録を作成し、保育所と小学校との連携を図ります。	子育て支援課
障がい児通所支援事業者の指定	日常生活における基本的な動作及び知識・技能の習得や生活能力向上のための訓練、集団生活に適應することができるための必要な支援を行う障がい児通所支援事業所（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）の充実を図ります。その中で、重症心身障がい児を支援する事業所の確保にも努めます。	障がい福祉課
障がい児相談支援事業者の質の向上	障がい児通所支援等（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児に対し、適切に障がい児支援計画を作成できるよう、相談支援専門員に対する研修を実施し、相談支援専門員の養成・確保及び質の向上を図ります。	障がい福祉課
福祉のまちづくり	「福岡県福祉のまちづくり条例」において、建物等について誰もが安全で快適に利用できるよう整備の基準を定め、施設のバリアフリー化を推進します。 福祉のまちづくりに関する普及・啓発に努め、県民の意識の向上を図ります。 「ふくおか・まごころ駐車場」制度により、妊産婦や障がいのある人、高齢者など、車の乗り降りや異動に配慮が必要な方が、公共施設や商業施設等の障がい者等用駐車場を安全・安心に利用できるよう支援します（柱5-2に掲載）。	障がい福祉課
医療的ケア児の支援体制強化	医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図り、身近な地域で家族のレスパイトケアができるよう支援します。 医療的ケア児支援に対応できる障がい福祉サービス事業所の人材や医療的ケア児等コーディネーターを養成します。 また、医療的ケア児の保育所の受入れに係る市町村のモデル事業を支援し、その取組成果を市町村に提供します。	障がい福祉課 子育て支援課

◇ 「発達障がいの対応を行っている医療機関リスト」を公表 ◇
(平成26(2014)年10月7日～)

身近な地域で発達障がいの診断等を受けることができるよう、県内の医療機関を対象に調査を行い、専門的に発達障がいの診断や発達支援を行うことができる医療機関の情報を取りまとめ、県ホームページで公表しています。

○掲載件数 68件
(2019(令和元)年12月末時点)

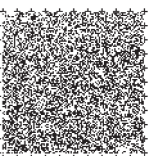
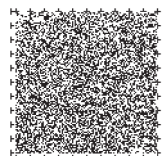
北九州地区 13件
福岡地区 31件
筑後地区 21件
筑豊地区 3件

○県ホームページ
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

トップページ>健康・福祉>障がい福祉
>障がい福祉>発達障がいの対応を行っ
ている医療機関リストを公表しています

(2) 特別支援教育推進体制の整備

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
小・中・高等学校等での取組	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるように、支援体制の整備を図ります。 なお、対象となる全ての幼児児童生徒の個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、活用します。	特別支援教育課
特別支援学校での取組	日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護職員の配置などを行い、安全に教育を受けられる環境を整備します。 福岡県特別支援教育推進ネットワークを構築し、学校間の専門性を補完するとともに、小・中・高等学校等の教員への支援や情報提供を行い、地域におけるセンター的機能の一層の充実を図ります。	特別支援教育課



6 外国人の子どもへの支援

【現状と課題】

- 県内の在留外国人の数は年々増加しており、2019（令和元）年6月末時点で79,129人となっています。このうち、18歳以下の外国人数は6,605人で、2013（平成25）年末と比べ、約1.3倍に増加しています。働き手としての外国人が増加する中、その帯同家族としての外国人の子どもたちも増加していくことが予想されることから、外国人の子どもも含めた受入れ環境の整備が必要です。
- 日本語指導が必要な児童生徒は、小学校227人、中学校75人（2018（平成30）年度）であり、今後も増加が予想されることから、日本語指導担当教員の指導力向上や組織的な日本語指導の支援体制の整備を一層進める必要があります。

【施策の方向】

- 外国人子育て家庭や妊産婦が、身近な場所で、言葉の心配をすることなく子育てに関する相談ができるような体制づくりに取り組みます。
- 在留外国人の子育て家庭が保育所等を円滑に利用できるよう、市町村が行う多言語対応への取組に対し助成します。
- 日本語指導を行う教員の指導力向上を図る研修の充実と日本語指導が必要な児童生徒等に対する市町村教育委員会や学校における受け入れ体制整備の支援に取り組みます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
「福岡県外国人相談センター」における相談対応及び日本語教室の支援	「福岡県外国人相談センター」において、外国人子育て家庭や妊産婦からの子育てに関する相談に多言語で対応し、相談内容に応じて適切な専門機関へつなぐとともに、市町村の保健・医療・福祉等担当窓口や医療機関、教育機関など、外国人の子どもへの支援に関係する者からの、外国人の子どもに関する相談についても、当センターにおいて通訳・相談支援を行います。 また、在留外国人の日本語学習の場にとどまらず、地域住民との交流の場ともなる日本語教室への支援を行い、外国人の親等の居場所づくりにつなげます。	国際政策課
在留外国人の子どもの保育に関する対応	保育所等の利用を希望する在留外国人家庭を支援するため、市町村による通訳配置や多言語音声翻訳システムの導入等、多言語対応のための体制の整備を図ります。	子育て支援課
在留外国人の子どもの学校教育に関する対応	外国人の子どもの就学機会確保の必要性について、市町村教育委員会に周知を図ります。 また、日本語指導が必要な児童生徒への対応のため、日本語指導を担当する教員を対象とした研修を実施し、指導力の向上を図ります。	義務教育課

